

江戸幕府貯蓄金銀と蓮池御金蔵

飯 島 千 秋

はじめに

江戸幕府の貯蓄金銀についての研究は、奥御金蔵保有金銀や分銅をはじめとしてこれまでに相当の進展がみられた⁽¹⁾。しかし、奥御金蔵金銀についてみると、それはある時点、時点での保有高が示された断片的なものにすぎず、その間にも変化があつたのかなかつたのが不明であつた。また、近世初期から中期までのおおよその推移は把握できても後期についての言及がみられなかつた。

一方、蓮池御金蔵については、金奉行が管理した江戸幕府の金庫であり、通常使用の金銀貨の出し入れに使用されたといわれているが、管理・運営等々その実態はこれまでほとんど明らかにされてこなかつた⁽²⁾。各種事典等で、元方・払方役所に分かれていたこと、それが文政三年(一八二〇)に統合されたことなどが明らかにされているが、それぞれ

がどのような分担をしたのか、なぜ統合されたのかといった点については全く説明がなかった。

さらに、「金銀納払御勘定帳」をはじめとする幕府の財政関係帳簿には、さまざまな名目で納入・支出された金銀が記されるが、それがどのような内容・性格をもった金銀であるのか不明なものも多かった。

そこで、ここでは以下の諸点について考察を加えたいと思う。(一)奥御金蔵の保有金銀高変化と奥御金蔵金銀の果たした役割、(二)蓮池御金蔵役人の職務、(三)元方・払方役所における金銀出納業務と役所経費、(四)寛政三年(一七九一)の「御勝手向御繰合仕法御改正」と文化五年(一八〇八)の有高帳改正の内容、および当時有高帳に廉立てされた金銀の内容・性格、(五)元方・払方役所の統合経緯と天保十年(一八三九)の「蓮池御金蔵役所向御改革」の内容。

なお、蓮池御金蔵についての記述は、とくに注記しないかぎり東京大学図書館所蔵『御金蔵御用留』⁽³⁾によっていることを予めお断りしておきたい。

一 江戸幕府の貯蓄金銀

(一) 奥御金蔵金銀

江戸幕府の非常用金庫としての意味をもつ奥御金蔵は、はじめは江戸城天守閣下の穴蔵であったといわれている。万治元年(一六五八)の記録でも、明暦の大火で焼爛した金銀に関して「御天守穴蔵之内金銀かたまり有之分」とある。⁽³⁾したがって、そこに貯蔵された金銀や金銀分銅は「天守穴蔵金銀」・「天守金銀」などとよばれることがあった。『蠹餘一得』⁽⁴⁾では、奥御金蔵は一棟(三間と五間)で寛保二年(一七四二)に建てられたとするが、享保七年(一七二二)八月

二十四日に奥御金蔵修復と保有金銀の元方御金蔵への移し替えが命じられているので(同年十月二十六日普請開始)⁽⁵⁾、それ以前から奥御金蔵があったことは確かである。また、宝暦二年(一七五二)にも奥御金蔵の修復があったが(翌三年の二月に終了)、この時も奥御金蔵金銀は元方御金蔵に預けられた。その内訳は、二〇〇〇両入り金箱が三五〇箱(うち一箱は端箱)、一〇貫目入り銀箱が三四六〇箱、金分銅三個、銀分銅五個、花印子が長持一つ、銀銭が九箱であった。⁽⁶⁾奥御金蔵は、留守居預りとされたが、戸前の錠の封印は勝手掛り老中が行い、中の戸前は勘定奉行が、そして外銅戸は元方金奉行がそれぞれ封印したのであった。⁽⁸⁾

奥御金蔵には、金銀ならびに金銀分銅などが納められていたが、まず金銀分銅についてみることにする。金銀分銅は、分銅形に铸造された金銀塊で、豊臣秀吉が大判座に命じて大判千枚に相当する千枚分銅金を铸造させ、大坂城に貯蔵したのが始まりといわれている。⁽⁹⁾そして、徳川家康による分銅の铸造は、慶長六年(一六〇一)に慶長金銀の制を定めて以来行われたとされ、慶長九年に銀分銅八〇個が納められた(うち五〇個は、寛永十三年(一六三六)に久能山から江戸御金蔵に移されている)。そして、その後万治期・寛政期・天保期にも铸造が行われた。幕府の財政(初期は徳川家の財政といった側面が残る)は、大坂落城に際して徳川氏が没収した金二万八〇〇〇枚・銀二万四〇〇〇枚(合計およそ二二万五〇〇〇両)や、家康の駿府行きに際して秀忠に与えた金三万枚・銀一万三〇〇〇貫(合計およそ四二万二〇〇〇両)、さらにおよそ二〇〇万両におよぶ家康の遺金である「久能山御蔵金銀」、金三〇万枚(およそ二二五万両)を含む三二五万両にもおよぶ秀忠の遺金などからもうかがえるように、初期の段階では非常に潤沢であった。⁽¹⁰⁾

明暦三年(一六五七)、江戸大火によって、本丸・二ノ丸・三ノ丸をはじめ天守も焼失してしまつたが(貯蔵金銀および銀分銅二個を焼爛)、「明暦三年丁酉正月、御本城炎上之後、焼爛金銀を以分銅に鑄立べしとの儀によりて、此年於三

之丸此挙あり」とあるように、⁽¹¹⁾万治二年になって金分銅二〇個、銀分銅一二八個を小判一七〇万両余・大判一万五〇〇枚余とともに鑄造したのであった（この時点での合計金・銀分銅数はそれぞれ二〇個と二〇六個）。ところがその後、延宝四年（一六七六）・五年、天和元年（一六八一）に臨時支出があつて、合わせて金分銅一七個、銀分銅一〇六個が慶長金銀貨に改鑄され、宝永六年（一七〇九）にも同四年の富士山噴火にともなう復旧・復興にあてる費用捻出のために鑄潰しが行われて（銀分銅九五個）、残りの金分銅は三個、銀分銅は五個となつた。⁽¹²⁾寛政五年八月に、松平越中守（定信）の命により金分銅五個・銀分銅一個が鑄造され、また、天保十二年十二月にも水野越前守（忠邦）が大判座に命じて改鑄益金のうちの一一万八〇〇〇両をもつて金銀分銅の鑄造（金分銅三個、銀分銅二三個）を行わせた。天保期の鑄造は同十四年三月完了したが、この時の分銅は嘉永六年（一八五三）十一月十四日に臨時支出増に備えて蓮池御金蔵に移され、その後貨幣に改鑄された。⁽¹³⁾慶応三年（一八六七）五月の時点では、わずかに万治二年鑄造の金銀分銅が二つだけ残されているので、⁽¹⁴⁾あとの金銀分銅（金分銅七個・銀分銅五個）は元治・慶応期に貨幣鑄造原料にあてられてしまつたものと考えられる。そして、最後に残つた金銀分銅も、慶応四年正月から閏四月の間に貨幣に改鑄されたのであつた。⁽¹⁵⁾

表1に奥御金蔵保有金銀高・金銀分銅数の変化および金銀出納の主な内容を示した。奥御金蔵金銀は享保七年に一三万六六一八両余（金八万八三三四兩一分、銀二八九七貫四六匁一分六厘一毛）であつたが、享保十四年に一〇〇万両に達し、その後は寛保二年から再び増加して、明和七年（一七七〇）から天明六年（一七八六）までは一八世紀以降で最高額の一七二万七五二九兩余を記録する。その後は次第に減少し、寛政三年から文政二年までは三七万七五二九兩余となる。文政四年から天保七年まで一〇〇万両の大台を回復するものの、同八年から再び減少する。嘉永元年から同四年まで一一〇万五〇〇〇兩となるが、同五年から文久元年（一八六一）までは六〇万両台にとどまつた。文久二年以降

表 1 奥御金蔵保有金銀高の推移

年	保有金銀高	金銀分銅数	備	考	典拠
慶長 9年(1604)	両余 ?	金 0 銀 80	石見灰吹銀をもって銀分銅80個新鑄(慶長分銅)		[金]
明暦 3年(1657)	?	0 78	大火により銀分銅2個焼爛		[金]
万治 2年(1659)	?	20 206	焼爛金銀を吹き替え, 金分銅20個・銀分銅128個新鑄(万治分銅)		[金]
寛文元年(1661)	3,847,194	20 206	(保有高は, 大判1万5521枚・印子421・灰吹銀5010貫目・銀錢50貫目等を含む数値)		[一]
延宝 4年(1676)	?	13 206	金分銅7個貨幣に改鑄		[金]
5年(1677)	?	13 166	銀分銅40個貨幣に改鑄		[金]
天和元年(1681)	?	3 100	金分銅10個, 銀分銅66個貨幣に改鑄		[金]
宝永 6年(1709)	?	3 5	銀分銅95個丁銀に改鑄		[金]・[大]
享保 7年(1722)	136,618	3 5	(保有内訳, 金8万8334両1分・銀2897貫46匁1分6厘1毛), 奥金蔵修復につき保有金銀元方金蔵預け		[大]・[公]
8年(1723)	196,618	(3) (5)	元方金蔵除金のうちより6万両納入		[大]・[公]
9年(1724)	336,618	(3) (5)	14万両納入		[大]・[公]
10年(1725)	436,618	(3) (5)	10万両・焼金16貫目納入		[大]・[公]
11年(1726)	555,060	(3) (5)	11万8841両3分・銀8匁2分納入		[大]・[公]
13年(1728)	851,460	(3) (5)	22万7334両3分・銀4143貫907匁3分8毛納入		[大]
14年(1729)	1,000,000	(3) (5)	7万3700両, 銀4490貫393匁4分3厘1毛納入		[大]
末年	210,000	(3) (5)	享保15年, 500石以下拝借金渡, 同17年西国虫付の筋拝借渡		[財]1-457, [酒]
元文元年(1736)	?	(3) (5)	金銀吹替の吹元渡し		[財]1-457, [酒]
寛保 2年(1742)	1,000,000	3 5	50万両(うち一分判が13万両分)(8万両は遣方金からの除金)・銀3万貫目納入, (元方金蔵預かりの)金分銅3個・銀分銅5個・印子306(30貫129匁)・銀錢42貫500文納入		[財]6-407~409 [酒]
延享 4年(1747)	1,148,373	3 5	11万8373両2分(6万両は遣方金からの除金)・銀1800貫目納入		[財]6-407~409
寛延 3年(1750)	1,148,373	3 5	(保有内訳, 金61万8373両2分・銀3万1800貫目・金分銅3・銀分銅5・印子306・銀錢42貫500文)		[財]6-407

宝曆 3年(1753)	1,263,270	3	5	寛延3年12月納入	[財]6-411, 1-457
明和 7年(1770)	1,717,529	3	5	宝曆3年10月, 同4年閏2月, 同6年11月, 同8年7月, 同10年5月納入	[財]1-454, 458 [徳]
安永 4年(1775)	1,717,529	3	5	銀6000貫目下げ渡し, 小判・歩判各5万両納入(保有内訳, 金119万1625両余・銀3万1554貫270目余)	[財]1-457~458
天明 6年(1786)	1,217,529	3	5	波明院葬送・法事・宝塔普請入用, 將軍宣下, 種姫入興入用, 損亡之拜借手当等50万両支出	[財]1-458
7年(1787)	467,529	3	5	繰合50万両, 町々救方定式・臨時入用25万両支出	[財]1-458
8年(1788)	417,529	3	5	京都造営入用渡方の内へ銀6000貫目支出, 蓮池金蔵より田沼竜助上納金5万両納入	[財]1-454, 458
寛政 3年(1791)	377,529	3	5	銀2400貫目大坂へ移送, 大坂にて金4万両買上(この分寛政6年除金となる)	[徳]・[金蔵]
5年(1793)	377,529	8	6	金分銅5個, 銀分銅1個新鑄(寛政分銅)	[貨]
文化 3年(1806)	377,529	8	6	10万両下げ渡し, 銀6000貫目振替納入	[徳]
文政 2年(1819)	400,529	8	6	奥小納戸下ケ金2000両, 二分判吹立益金1万両, 二朱判吹立益金1万1000両納入	[徳]
3年(1820)	627,529	8	6	奥小納戸下ケ金2000両, 金銀吹直益金19万5000両, 二朱判吹立益金・銀座付地面私代等3万両納入, 26万1529両3分納替	[徳]
4年(1821)	1,000,000	8	6	奥小納戸下ケ金2000両, 金銀吹直益金・吹金筋金吹立益金・蓮池金蔵除金37万470両1分納入	[徳]
6年(1823)	1,072,000	8	6	奥小納戸下ケ金2000両, 金銀吹直益金7万両(うち5万両は銀に振替)納入, 11万8000両納替	[徳]
12年(1829)	1,076,000	8	6	奥小納戸下ケ金4000両納入, 10万1100両納替	[徳]
天保 7年(1836)	1,088,000	8	6	奥小納戸下ケ金1万2000両納入	[徳]
8年(1837)	488,000	8	6	大札臨時入用・買上米足金60万両支出, (保有内訳, 金43万8000両・銀3000貫目)	[徳]・[財]6-511, 512
13年(1842)	488,000	11	29	金分銅3個, 銀分銅23個新鑄(天保分銅), なお, 天保14年の時点では蓮池金蔵で保管	[貨]・[吹]

弘化 4年(1847)	618,500	11	29	奥小納戸下ケ金1万7000両、五両判吹立、小判・一分判吹直、二朱金吹立益金50万両、一分銀吹立益金10万両納入、文字小判43万4500両・同一分判2000両・文字銀3000両買目下げ渡し	[徳]
嘉永元年(1848)	1,105,000	11	29	五両判1万7000両・小判17万両・一分判3万3000両・一分銀21万6500両・保字銀3000買目納入	[徳]
5年(1852)	605,000	11	29	西丸普請につき一分判12万両・二朱金6万1500両・一分銀31万8500両(合計50万両)支出	[徳]
6年(1853)	608,000	8	6	奥小納戸下ケ金3000両納入、天保13年鑄造の金銀分銅蓮池金蔵移送(銀分銅は元治元年に改鑄)	[徳]・[元]
安政 2年(1855)	608,000	?	?	五両判2万7000両下げ渡し、代わりに保字小判2万7000両納入、4000両紛失(盗難)につき納入	[徳]
文久元年(1861)	608,000	?	?	(保有内訳、金55万8000両・銀3000買目)	[徳]
慶応 3年(1867)	?	1	1	万治金銀分銅各1個	[勝]6-289
慶応 4年(1868)	?	0	0	慶応4年正月から閏4月までの間に貨幣に改鑄	[徳2]

(註) 典拠にある [金] は、『金銀座書留』(国立国会図書館所蔵)。「一」は、「一語一言」(大田南畝著、『日本隨筆大成』別巻1所収)。「大」は、『大河内家記録』(大野瑞男「享保改革期の幕府勘定所史料」(『史学雑誌』80-1))。「酒」は、『酒井家記録』(同「延享期の幕府財政史料」(『史学雑誌』89-6))。「公」は、『公用囊中勤仕録』(神宮文庫所蔵)。「財」は、『日本財政経済史料』の巻数と頁。「徳」は、『徳川宗家文書』(拙稿「文久元年の幕府財政史料」(徳川林政史研究所「研究紀要」昭和五十九年度))。「金蔵」は、『御金蔵御用留』(東京大学付属図書館所蔵)。「貨」は、『貨幣秘録』(『日本経済大典』第四十五巻所収)。「吹」は、『勝海舟「吹塵録」(『海舟全集』第三巻)。「元」は、『元治元子年金銀納払御勘定帳』(拙稿「元治期の幕府財政」(『横浜商大論集』22-1))。「勝」は、『内閣文庫所蔵史籍叢刊・御勝手帳』の巻数と頁。「徳2」は、『徳川宗家文書』(拙稿「静岡藩の成立と財政」(徳川林政史研究所「研究紀要」昭和五十五年度))。なお、焼金・印子・銀錢・板金等は原則除く。

の詳しい状況はわからないが、文久三年、元治元年(一八六四)に合わせておよそ五八万五〇〇〇両余が支出されたと推定されるから、慶応期にはほとんど皆無に近い状態となったのである。

つぎに、奥御金蔵金銀の出納状況を分析することによって、奥御金蔵金銀の果たした役割を明らかにしてみたい。

享保七年から奥御金蔵保有金銀の記載および保有金銀の貯蓄が図られるようになったのは、同年老中水野和泉守(忠之)を勝手掛りに任じて、経費の節減を図る一方、上米の制や定免制の導入、新田開発の奨励など、財政再建計画がこの年から本格的に始動した結果である。このため、奥御金蔵保有金銀は同十四年には一〇〇万両にまで増加した⁽¹⁶⁾。しかし、翌年には米価低落にともなう援助金として五〇〇石以下への拝借金、また、同十七年には西国筋虫付損毛にともなう拝借金を支出し、享保末年には二二万両にまで減少した。しかし、寛保二年に再び一〇〇万両を確保し、その後勘定奉行神尾若狭守(春央)による有毛検見法による年貢増徴策もあって、幕府財政は一定の安定をみる。宝暦から天明期には年貢収納が漸減するが、御用金徴収による米価対策の実行、南鐮二朱銀鑄造益金⁽¹⁷⁾、在方御手当仕法⁽¹⁷⁾や「貯蔵金銀は明和七年から天明五年まで一七一万七五二九両余となり、江戸時代で最高額を示す。ところが、天明六年になると、閏十月の將軍家治の葬送、法事・宝塔普請入用、家斉將軍宣下入用、種姫婚礼入用、その他領内半毛損亡拝借金などに五〇万両、翌年も二月に繰合として五〇万両、六月には飢饉がもたらした米価高騰による町方救済のために二五万両をそれぞれ支出して、天明七年十二月には奥御金蔵保有金銀は四六万七五二九両余に激減した。その後、京都御所造営入用のうちへ銀六〇〇〇貫目を支出し、さらに大坂への銀二四〇〇貫目の移送などがあって、寛政三年には三七万七五二九両余となった。

文政二年になると、前年四月から始まった文政真文二分金の鑄造にともなう益金一万両や南鐮二朱銀鑄造益金一万〇〇〇両、奥小納戸下ケ金二〇〇〇両が納入されて、奥御金蔵保有金銀は再び増加に転じる。さらに翌年には、文政小判・一分金、文政丁銀・豆板銀の鑄造にともなう益金として一九万五〇〇〇両、南鐮二朱銀鑄造益金・銀座付地面払代等として三万両、奥小納戸下ケ金二〇〇〇両が納入された。翌四年にも、文政小判・一分金、文政丁銀・豆板

銀の鑄造による益金、吹金・筋金吹立益金、蓮池御金蔵除金など合わせて三七万四七〇両一分、奥小納戸下げ金二〇〇両が納入されて、奥御金蔵金は三五年ぶりに再び一〇〇万両に達した。天保七年までは一〇〇万両台を維持するが、同八年に家斉から家慶への將軍代替りにともなう費用および廻米不足につき買上米代金追加分(天保飢饉の影響による米価高騰・米穀払底への対処)として六〇万両を支出して、残高は四八万八〇〇〇両(金四三万八〇〇〇両、銀三〇〇〇貫目)となった。

天保期の幕府財政状況については、天保十四年・弘化元年(一八四四)の場合、基本的な経費(切米・役料、奥向経費、役所経費)が享保期と比べて約六〇%増加しており、その他旗本・御家人救済のための支出などもあって、財政負担は一段と増大していた。⁽¹⁸⁾そして、同十四年から全国幕領で一斉に開始された御取箇改正も、年貢収納量の逡減化に一定の歯止めをかけたことは評価しなければならないものの、財政改善面での即効性には乏しく、当面する支出増には貨幣改鑄益金や御用金に依存して対処せざるをえなかったのである。天保期の貨幣新鑄・改鑄は、天保三年から始められた。文政二分金・同一朱金に代わるものとして、まず天保二朱金が新鑄され、ついで同八年に、小判・一分金・丁銀・豆板銀の改鑄、五兩判・一分銀の新鑄が開始された。途中同十四年八月新鑄・改鑄を中止するが、翌弘化元年五月の江戸城本丸焼失にともなう再建費用捻出のために、同年九月、十一月に銀座・金座に対してそれぞれ新鑄・改鑄の再開を命じたのであった(五兩判は除く)。⁽¹⁹⁾御用金については、天保十四年七月から八月にかけて大坂町人二九五二人に総額一九七万二五〇〇両を賦課し(請高は、三五四人で銀五万六五三五貫五〇〇目、差加金は一四七人で三五七九貫四〇〇目)、さらに堺・西宮・兵庫にも御用金を課したのである(請高は、差加金を合わせて銀一七〇六貫二五〇目)⁽²⁰⁾(したがってそれらを合わせた御用金・差加金の総額は銀六万六三六四貫六五〇目で、金にしておよそ一〇二万両となる)。

こうした結果、天保末年には奥御金蔵保有金銀の減少はみられず、逆に弘化四年には、五兩判・二朱金吹立益金と

小判・一分金の改鑄益金合わせて五〇万両、一分銀吹立益金一〇万両、奥小納戸下ケ金二万七〇〇〇両が納入されたのである。しかし、その一方改鑄原料として文字小判(元文小判)四三万四五〇〇両、同一分金二〇〇〇両、文字銀(元文丁銀・豆板銀)三〇〇〇貫目が下げ渡されたのであった(これらの差引として一三万両五〇〇両の増加)。翌年には新鑄・改鑄された貨幣四三万六五〇〇両(五両判一万七〇〇〇両、小判一七万両、一分金三万三〇〇〇両、一分銀二万六五〇〇両)と保字銀(天保丁銀・豆板銀)三〇〇〇貫目が蓮池御金蔵などから納入されて、嘉永元年の時点で一一〇万五〇〇〇両となった。また、この頃奥御金蔵に保有された金銀貨は、そのほとんどすべてが天保期以降に新鑄・改鑄されたいわゆる保字金銀・天保二朱金・天保一分銀となったのであった。

嘉永五年、西丸普請入用として五〇万両(一分金二万両、二朱金六万二五〇〇両、一分銀三万八五〇〇両)を支出し、翌年奥小納戸金三〇〇〇両の納入があつて、六〇万八〇〇〇両となり文久期にいたるのである。なお、安政二年には、五両判二万七〇〇〇両を支出したが(代わりに蓮池御金蔵より保字小判を同額納入)、これは安政一朱銀・同二分金の鑄造原料となった。文久三年に、奥御金蔵から三〇万両の支出があり、さらに元治元年にも一三八万両余におよんだ二分金鑄造のための保字金(天保小判・一分金、二八万五〇〇〇両余と推定)が支出された。なお、元治元年には、蓮池御金蔵に保管されていた銀分銅七〇二貫四七〇目(銀分銅二三個分)も貨幣に改鑄された⁽²¹⁾。この頃奥御金蔵への金銀納入があつたかどうかは不明であるが、將軍上洛・常野州騷擾・長州征伐等々のための莫大な経費支出があり、その余裕はなかつたものと考えられる。したがつて、慶応期には奥御金蔵保有金銀は底をついたと思われる。

以上、奥御金蔵金銀の出納状況をみたのであるが、その役割はつぎのようにまとめることができよう。

第一は、非常用の金庫という性格からすれば当然のことではあるが、臨時支出費の供給および余剰金の貯蓄の役割である。これは、享保・天明・天保飢饉の際に拝借金、町方救済金、買上米足金として使用されたり、將軍葬儀や將

軍宣下の臨時出費にあてられたこと、分銅や蓮池御金蔵除金、貨幣改鑄益金の納入があつたことなどから明らかである。

第二は、金銀比価の調節機能の役割である。寛政元年・同三年に、幕府は合わせて銀八四〇〇貫目を大坂に移送している。明和九年の南鑛二朱銀の鑄造により、大坂における銀貨の金貨に対する相対的価値は次第に上昇した。そして、「二朱は便利成者にて、民情に能合て、三都に滞り無流布しぬれば、官より益々鑄造有故、僅の年数の内に金数殊の外多く成、其上二朱の位其量に少し中らざるに、上国にて金価次第に劣りて一統の差支へと成たり」という状況になつた。⁽²²⁾「一統ノ差支」とは、金価の低落・銀価の高騰と米をはじめとする諸色の供給不足からくる物価高騰であり、幕府はこれへの対処として天明八年四月より二朱銀の鑄造を止め、丁銀を吹き立てることにしたのである。また、同年十二月には、勘定所御用達からの上納金のうち二朱銀を丁銀に吹き立て京都御所造営入用に加えるとともに、灰吹銀を以て新鑄した丁銀および奥御金蔵保有の丁銀も差し登せて入用にあてることにした。⁽²³⁾寛政三年の丁銀大坂移送と金四万両の買い上げも同じ趣旨であり、金一両につき五五〇五六匁に高騰した銀価の引き下げ（金相場の引き上げ）を凶つたのである。⁽²⁴⁾文化三年には金一〇万両の下げ渡しと銀六〇〇〇貫目の振り替え納入が行われている。これも金銀比価の是正といった役割を担つたものと思われるが、詳細は不明である。

第三は、貨幣改鑄原料の供給の役割である。分銅については前述したとおりである。奥御金蔵からは、元文元年（一七三六）に金銀改鑄原料として保有金銀が支出されている。また、安永四年（一七七五）にも銀六〇〇〇貫目が支出され、小判五万両・一分金五万両が振り替え納入されているが、この丁銀・豆板銀は二朱銀の鑄造原料に使われたと考えられる。前年の七月から幕府は二朱銀を増鑄し、毎月の大坂御金蔵輸送を実現し（翌四年二月からは隔月二万両送りとなる）、同年十一月から両替屋・銭屋に無利息で貸し付け、翌四年の二月に正金で返納させている。文政三年（二六万一

五二九兩三分・同六年（二一万八〇〇〇兩）・同十二年（一〇万一一〇〇〇兩）の納め替えは、貨幣改鑄原料の下げ渡しと新鑄・改鑄貨幣との交換である。さらに、弘化四年には文字小判四三万四五〇〇兩・同一分金二〇〇〇兩・文字銀三〇〇〇貫目を改鑄原料として下げ渡ししている。安政二年（一八五五）および元治元年にも改鑄原料の下げ渡しがあったことは前述したとおりである。

（二） その他の御金蔵の貯蓄金銀

奥御金蔵以外にも貯蓄金銀があった。その一つは後述する蓮池御金蔵の除金であり、他に大坂御金蔵除金、二条御除金、駿府御貯金、甲府御蔵金、佐渡御金蔵除金などがあった。大坂・二条・駿府の除金・貯金、甲府御金蔵金の成立事情および近世中期までの推移については大野瑞男氏が考察を加えているので、⁽²⁵⁾それに依拠し、佐渡御金蔵除金を加えるなどして、その後幕末期までの変化を追ってみることにしよう（表2参照）。

大坂御金蔵除金は、享保十五年六月の時点で金六万八五〇〇兩・銀三六三三貫三〇〇目余で合計一三万八〇一〇兩三分余であった。同十七年西国筋虫付損毛に際しての夫食貸付や遣方（経常支出）にあてて除金残高が減少したが、徐々に償い戻しとなり、さらに文字銀吹替増歩・出目の納入があり、延享二年（一七四五）七月には金二万兩・銀七六〇四貫九〇〇目余（合計一四万六七四九兩余）となった。そして、これを御金蔵内仕切に納めたのである。この分は「大坂御金蔵内仕切御除金」と唱えられ、大坂城代が封印をすることになった。大坂御金蔵の除金は、宝暦三年には五万四八三一兩余で、このうち前述の一四万六七四九兩余が「大坂御金蔵内仕切御除金」であった。その後、「大坂御金蔵内仕切御除金」以外の除金は次第に減少したとみえ、大坂御金蔵除金といえば、ほとんどこの「大坂御金蔵内仕切御除金」のことをさすようになっていく。そこで、以下「大坂御金蔵内仕切御除金」についてみていくことにする。

蔵以外の各地御金蔵除金高の推移

池金蔵除金	大坂金蔵除金	二条除金	駿府貯金	佐渡金蔵除金	(甲府金蔵金)
両余	両余	両余	両余	両余	両余
26,210	138,010	10,000	1,650		9,000
327,433	146,749	16,500	1,650		9,000
	554,831	16,500	1,650		9,000
1,259,055	(200,000)	16,500	(1,650)		9,000
216,661	(20,566)	?	(1,650)		(12,000)
606,280	(200,000)	?	(1,650)		?
312,143	(60,000)	?	(1,650)		?
600,000	(60,000)	14,529	1,007	(543)	(12,575)
85,661	60,000	14,529	1,537	?	(33,159)

両で換算。延享2年以降の駿府貯金には大判10枚・古金4両余・銀6匁余などがあるが省略。金蔵除金は、西丸除金23,084両余を含む。また、同年大坂金蔵除金は、金蔵内仕切除金146,748両余と7年以降の大坂金蔵除金の（ ）内の数値は、金蔵内仕切除金高を示す。明和7年～文化7年の大坂金蔵除金高合計は、大坂金蔵内仕切除金高を合わせた数値である。文久元年の蓮池金蔵除金48,811両余を含む。佐渡金蔵除金の始まりは不明、天保13年のところに記された数値は、であるが、便宜上ここに示した。甲府金蔵金のうち、天保13年以降の数値は「甲府御遣方表作成のために使用した史料は、本文末の註(25)に示した。

この除金は、宝暦七年に、二〇万両の蓄えとするよう増額を命じられ、二条・大坂新規囲米払代から銀九貫九二匁余、在方囲米払代から銀三一〇四貫一三匁余を差し加えて達成した(二〇万両の内訳は、金二万兩分・銀一八万兩分)。宝暦九年の御金蔵修復に際しては、銀高がかさむため金一八万兩分・銀二万兩分となるよう入れ替えを行った。明和七年時点でも二〇万兩の除金高があったが、天明三年の浅間山噴火にともなう普請入用、同四年の米価高騰による町方救米買上代、同六年の関東出水にともなう入用などで次第に残高が減少し、天明六年の時点で二万兩(うち一万兩分は銀六〇〇貫目)となった。天明七年末には、金五万兩を買い上げて一万兩を遣方にあて、残高を除金のうちに入れることとし、⁽²⁶⁾さらに翌八年六月の松平越中守(定信)上京の折りに大坂城代堀田相模守(正順)に命じて銀五九貫九六〇目八分で金一万五六六兩を買い上げた分を加えて、金二万五六六兩・銀三九匁二分となった(買上げ金五万兩の残金四万兩は、天明八年十二月晦日の時点で

表2 奥御金

	蓮
享保15年(1730)	
延享2年(1745)	
宝暦3年(1753)	
明和7年(1770)	
天明8年(1788)	
寛政10年(1798)	
文化13年(1816)	
天保13年(1842)	
文久元年(1861)	

(註) 銀は60匁=金1
 宝暦3年の蓮池
 兩余を含む。明
 13年の蓮池・大
 除金は道中方除
 天保元年の数値
 残金高」である。

は未だ納入されていない。その後、寛政三年から文化三
 年まで一六カ年かけて元の二〇万兩となるよう償い方
 が命じられたが、各方面からの納入があつて、寛政九
 年には達成された。享和元年(一八〇二)から再び減少
 したが、文政三年に金銀吹立益金の一部が江戸から送
 られて、六万兩となり、以後元治元年まで変化がなか
 った。⁽²⁷⁾しかし、この間保有金銀の入れ替えが行われた

ものとみえ、元治元年十二月の内訳は保字小判(天保小判)四万兩、同一分金二万兩であつた。この六万兩は増歩を加
 えて新金(万延小判・一分金)と引き替えられそのまま備え置かれる予定であつたが、同年十二月十九日に六万兩すべ
 てが支出されることになり、代わりに万延二分金が江戸から軍艦で運ばれることになった。⁽²⁸⁾

二条御除金は、二条御城金、二条城内御用金などともよばれた。寛永年中に二条御殿番の三輪七蔵へ預けられたの
 が始まりであり、法事入用などに使用された。元禄年中一万兩が納められていたが、納め替えの予定で古金五〇〇〇
 兩が支出され、享保七年に二条困米払代のうちから五〇〇〇兩が納入されて再び一万兩となった。元文二年に文字金
 と引替、増歩があつて一万六五〇〇兩となった。その後しばらく除金高に変化がなかったが、明和八年の時点では新
 錢座運上金銀のうち金四〇〇兩・銀四九匁六厘余、古物払代のうち銀一八匁四分四厘等々合計金四一〇兩・銀八一貫
 一三九匁六分余が納められた。その際、さらに金一〇五三兩一分・銀三〇〇貫七五六匁余・錢一五六貫七六〇文の取
 替ならびに拝借返納残金(「追々相納可申分」)があつたが、この分は京都町奉行に預けられた。なお、同町奉行所で利

倍貸しされた分については、安永五年に至り一三七〇兩を元に立て、利金は大坂御金蔵に納められた⁽²⁹⁾。明和期から文政期の推移は不明であるが、文政四年から文久元年までは金一万四五二九兩・銀一〇匁余で変化がなかった。文久元年の記録では、二条御除金は、二条在番大番頭が預り、封印を行い、毎年交代の折りにも改めと封印を行ったとある。⁽³⁰⁾ 文政三年の大番頭の記録「二条在番中手留」によると、二条御金蔵金銀の改めは、二条在番大番頭のほか二条御殿番、二条蔵奉行、門番之頭衆が立ち会って行ったとされる。⁽³¹⁾

駿府御貯金は、駿府御金蔵金、駿府城内御蔵御有金などもよばれた。明暦三年二月十八日、明暦大火による類焼の面々に対して、援助金を支給する旨が触れられたが、その際早急に受取を希望する者で一〇〇〇石以下の者は駿府で、一〇〇〇石以上の者は大坂で受け取るよう指示された⁽³²⁾。そして同時に同年三月から四月にかけて合わせて七回計一万貫目の丁銀が駿府城から江戸御金蔵に運ばれたのであった⁽³³⁾。おそらくこれを契機に駿府御金蔵の金銀は底をついたと思われる。その後、駿府城の御金蔵には享保古金一〇〇〇兩が納められていたが、元文元年頃に文字金に引き替えられ、大判一〇枚と一六五〇兩となり、これに前々からあった古金四兩三分・銀六匁三分七厘五毛が加えられた。宝暦三年九月の貯金高は一六五〇兩とされるが、これは端数を省略したためと考えられる。文政四年から天保十三年までは一〇〇七兩・銀七匁余であり、文久元年の時点では金一五三七兩三分・大判一〇枚であった⁽³⁴⁾。そして、駿府御貯金は駿府城代、同定番、同町奉行が立ち会いのうえ封印をする定めとなっていた。

甲府御金蔵金は、甲府御櫓金、甲府御遺方金などとよばれたが、必ずしも貯金という性格のものではない。甲府藩主柳沢吉里の大和郡山への転封後の享保九年から年々九〇〇〇兩を年貢金のうちから詰め置き、甲府勤番や地役人の切米金に渡され、残金が江戸御金蔵に納められた。米価高騰により渡り金が不足する場合は払方御金蔵より不足分が

送られた。そして、安永四年からは三〇〇〇両が足し金された。なお、納払は、甲府代官が担当した。天保十三年十二月の有高は一万二五七五兩一分余、文久元年十二月には三万三一五九兩三分余であった。⁽³⁵⁾

佐渡御金蔵における除金の始まりは不明であるが、天保元年の「佐州相川御金蔵御除金御勘定帳」によると、⁽³⁶⁾前年末の除金残高四四九兩一分に、金銀山掛り役人役金・役扶持や下役の者への手当削減の分として三七七兩一分、銅稼掛り役人や下役の者への手当削減分七二兩、除金有高不足につき引替分一八兩・錢七貫四一文などを「御金蔵本途御有高」のうちから引き分けて、九一六兩二分・錢七貫四一文をこの年の除金有高とした。そしてここから鳥越間歩敷内銅稼所普請入用として三五四兩二分・錢一貫五三八文、引替返済分一九兩などを差し引いて除金残高が五四三兩・錢五貫五〇三文となった。佐渡御金蔵除金の勘定は、佐渡奉行支配組頭が行い、佐渡奉行が奥印をした。天保十三年十二月末の佐渡御金蔵遣方残高并除金高は一万三二九七兩一分・錢九四六六貫文余（合計一万四七五三兩二分余）、文久元年十二月末で三万六六四四兩余・銀九〇目余・錢一万三〇五二貫文余（合計三万八六〇三兩一分余）であった。⁽³⁷⁾

二 蓮池御金蔵

(一) 御金蔵役人について

(1) 金奉行

蓮池御金蔵は、古来切手門外に置かれていたが、正徳二年（一七二二）五月蓮池門内に移され、この名がつけられたといわれている。文政三年の時点では、御金蔵は全部で四棟あり、元方預り三棟、⁽³⁸⁾払方預り一棟であった。そして隔たりには木戸矢来があつて、木戸の錠前は両締りとなっていた。元方預りの御金蔵は、いずれも銅の開き戸で三重の

戸前となっており、金格子のついた窓(内法は、縦一尺七寸、横二尺四寸)は銅の箱開きで、裏白戸も同様であったからかなり頑丈なものといえる。これらの御金蔵を管理したのが金奉行であった。金奉行は、正保三年(一六四六)正月二十三日に初めて四人が置かれたとされているが、その創始については必ずしも明確ではない。江戸初期の勘定目録を検討した大野瑞男氏は、「御金奉行は慶長十八年頃創始され、朝岡久兵衛(泰勝)・杉浦忠左衛門(親俊)がその任にあり、最初は金銀奉行と呼ばれていた。寛永期に入ると高木甚兵衛(清吉)・小川惣左衛門(頼勝)・内藤主馬(重次)・杉浦八郎五郎(勝次)・朝岡久兵衛(泰直)・石川与次右衛門(重正)が御金奉行に任じ、寛永末期から正保期に梶川七之丞(忠久)・須田伝左衛門(盛森)が御金奉行に任じたと考えられる」としている⁽⁴⁰⁾。金奉行の創始については、享保期には当の金奉行も正確には把握しておらず、享保十九年の『書留』で、金奉行の始まりを伊丹播磨守(康勝)ほかとするなど、勘定頭との混乱がみられた。また、承応三年(一六五四)十二月に金奉行となった筒井七郎左衛門を寛永十四年頃に金奉行を勤めた者とするなどの誤りもみられた⁽⁴¹⁾。

金奉行は留守居支配であったが、元禄二年(一六八九)閏正月からは勘定奉行支配となった。同年閏正月三日に、それまで勤めていた金奉行七人が材木奉行二人・石奉行三人・賄頭三人・細工頭三人・小細工頭二人と共に逼塞・小普請入りを命じられた事件が背景にあったとみられる⁽⁴²⁾。元方・払方金奉行全員が更迭されたが、その理由は「その勤務よからざることありて」というものであった⁽⁴³⁾。資材調達などにかかわる金銀出納に何らかの不正があったのであろう。この時の金奉行の前職は全員が大番であった。また、これより前の寛永期頃は大番のほか書院番・小姓組などからも金奉行に転じていた。元禄二年に新たに金奉行に任じられたのは、元方は大柴清右衛門・大岡喜右衛門・永井内蔵助、払方が本多新五兵衛・浅岡勘兵衛・布施藤兵衛であったが、大柴・本多は勘定組頭からの転任であり、大岡は浅草蔵

奉行、永井は大番、浅岡は表台所頭、布施は新番からそれぞれ転じたのである。⁽⁴⁴⁾そしてこれ以後は勘定や勘定吟味方改役など勘定方からの任命が多くなっていった。金奉行の役高は二〇〇俵、別に役料一〇〇俵であった。そして、寛保四年の十二月より、月番諸入用の手当として一人につき一カ年一〇両が支給された。

金奉行は、文政三年までは元方と払方の二手に分かれていた。そして役所も分かれ、御金蔵も別々に管理された。

元方と払方がいつ頃からどのような理由で分かれたのか、あるいは最初から分かれていたのか等々については不明である。万治二年の『江戸鑑』には、金奉行（朝岡久兵衛・梶川七之丞・高木甚平・須田伝左衛門）に続いて「小出衆」として浅井次右衛門・疋田喜右衛門・加々美金右衛門らの名が記され、万治元年から始まった天守焼金銀からの貨幣再鑄・新鑄の記録には「元方御金奉行三人・同心八人、払方御金奉行衆三人・同心九人有之」とあること⁽⁴⁵⁾から、この頃には分離していたことは明らかである。寛永期には浅草御米蔵の蔵奉行・手代の組織をはじめとする勘定所支配諸機構の整備がすすむが、おそらく同じ頃に収納と支出が混同することに伴う事務処理の繁雑回避、不正防止などの理由から、奉行や役所、御金蔵の分離・分担が行われたものと推測される。なお、「正保・慶安・承応浅草御蔵御勘定帳」では、作事方に渡る米が払方金奉行の浅井次右衛門らに引き渡されている。⁽⁴⁶⁾初期の段階では、金奉行は、金銀の出納業務に限らず、関連する米の支出にも関与していたことがわかる。払方金奉行は、前述の「小出衆」のほか、「入用奉行」⁽⁴⁷⁾などともよばれていた。

元方金奉行は四人程度が、また払方は三人程度が任命された。『武鑑』によると、⁽⁴⁸⁾元方は、寛文九年から元禄四年頃までは三人のことが多く、元禄五年頃から享保七年までは三〜四人、その後は四人となっている。『御金蔵御用留』には、前々は四人で勤めてきたが、天明八年十月から寛政二年五月まで五人となり、その後再び四人となったと記され

る。払方については、『武鑑』によると、万治二年から宝永五年まではほぼ三人であり、正徳元年から同六年頃までは四人、享保元年から同六年頃までは五人、その後は三人となっている。いずれにしても元方・払方合わせて七人前後であったとみられる。なお、文政三年以降は、定員を四人とし、同三年の時点で金奉行であった七人のうち三人は当分過人とした。⁽⁴⁹⁾天保期も定員は四人であり、加えて一人ないし二人が過人ということがあった。また、安政期にも二人が過人ということもあった。⁽⁵⁰⁾

元方金奉行には、前述の役料、月番諸入用手当のほかに、元文五年から「古代官貸方金取立諸入用」（内容については後述）として、四人の場合は一人につき一カ年一〇兩づつ、五人の場合は八兩づつが七月と十二月の二度に分けて支給された。そして文政三年以降は、四〇兩を金奉行の人数で割った金額が支給された。天保十年十二月に、金奉行が武家への貸付分は以後馬喰町貸付役所で取り立てるよう求め、手当は返上するとしているが、⁽⁵¹⁾実現したかどうかは不明である。

享保十一年十月、それまで漆奉行の兼役として取り扱われてきた銭の出納が金奉行に移された。⁽⁵²⁾『武鑑』によると、元禄十二年までは銭蔵番頭、銭奉行、銭蔵番と呼称される者が一〜三人置かれていたことがわかる。万治二年の『武鑑』では、索引に銭蔵番頭衆と記されるが、中では銭奉行となっている。おそらく両者は同じものであったろう。また、天和三年には銭奉行がそれまでの三人から二人に減り、貞享元年（一六八四）からは銭蔵番二人となって、同時に同心二〇人が記される。銭奉行、銭蔵番はともに同じ人物が就任しているので、奉行の職名を廃止した結果と考えられる。また、元禄三年からは銭蔵番は一人となり、同十三年からは同心二〇人だけ記される。さらに、同十六年からは記載が全くなくなる。銭の出納・保管がいかなる理由で漆奉行の兼役となったのかは不明であるが、漆奉行への権限委譲は元禄期後半ではなかったかと推測される。なお、銭蔵の管理運営の実態については不明な点が多く、今後

の検討に俟ちたい。

(2) 金同心

金奉行の下には、金銀の出納に関わる事務全般を担当した金同心が置かれた。その始まりについては正保三年二月といわれている⁽⁵³⁾。しかし、御金蔵はそれ以前から置かれていたので、創始年はさらに遡るであろう。なお、万治元年の『紋尽』では、この時点で元方に二〇人がおかれていたとされるが、「竹橋余筆別集」巻十では、同年に元方に八人、⁽⁵⁴⁾ 弘方に九人と記される。金同心は、古来は抱えであったが、正徳三年より譜代の者が任命されるようになり、組頭には切米五〇俵二人扶持、平同心には三〇俵三人扶持が支給された。弘方金同心についても、「弘方金同心、先年勤来り候同心、組頭之者高五拾俵式人扶持、平役之者八高三拾俵三人扶持ニ而何レ茂御抱之者共ニ而候処、不残御仕置御追放改易ニ相成り、正徳三年新規不残御譜代のものに被仰付候」とある。⁽⁵⁵⁾ 正徳五年正月十一日、「元方御金蔵諸色御改掛り」として元方金奉行細田弥三郎、元方金同心大石喜太夫・永田忠右衛門・太田孫左衛門の四人が任命されたが、これは御金蔵金銀の紛失一件(後述)にかかわる善後策の一環としてのものであったと考えられる。そして同年十一月六日には元方金同心元々役が新規に任命され、最初の元々役には、前述の大石・永田・太田の三人が就任した。⁽⁵⁶⁾ 元々役の切米は平同心と同じで、役金として一人五両づつが支給された。また、弘方についても元々役が三人任命された。なお、組頭については、享保二年の時点ではいなかったとされる。さらに金同心には、町屋敷の拝領が認められた。⁽⁵⁷⁾

金同心の人数は正徳五年の時点で一七人(元方八人、弘方九人、元々役含む)であった。『武鑑』では、寛文七年(一六六七)から天和三年までは、元方にのみ二〇人と記載され、貞享元年から宝永四年までは、元方・弘方の両方に各二〇人と記される。そして同五年から享保八年までは、元方八人、弘方九人と記され、享保九年から延享二年までは元

方八人のみで払方の記載はなくなる。さらに延享三年から宝暦十年頃までは、元方八人、払方八人と記され、宝暦十一年頃から元方一二人、払方九人と記される。『吏徴別録』では、享保三年十月に定員を二二人と定め、同六年に一人増員し二三人となつたとして⁽⁵⁸⁾いる。一方、『御金蔵御用留』には、元方については、享保十六年以前は八人であったが、同年十一月小普請から三人加わり一人となり、翌年からは一三人(寛政二・三年のみ一四人)であったと記される。

また、払方については、文政三年の時点で二人いた。そして、元方・払方の区別のなくなった後の天保十一年九月の時点では、二二人(元々役同心三人・同助二人・平同心一三人・同心から他役への出役三人・病気の者一人)であり、このほか金同心の無足見習が八人、金蔵番同心の金同心代りが二人であった。また、安政六年では、二〇人(元々役同心四人・同助二人・平同心一四人)であり、このほか無足見習が九人であった。⁽⁵⁹⁾時期によって、また史料によって人数が増減・異同があるが、おおよそ一六、七人、二二人程度が任命されたとみられる。

金同心の下には無足見習が置かれたが、この創始も不明である。ただ、享保九年九月金同心元々役大石喜太夫の倅大石平馬が無足の御用見習いとなつたのが記録に残る最初とされる。その後、宝暦九年二月には元方金同心元々役小倉半右衛門の倅伊八郎が無足見習いとなつてることが知られるが、定員の定めはなく、同心に相応の子がいた折りに見習いを願い出て、御用繁多ともあいまって次第に人数が増加したのである。

(3) 金蔵番同心

金蔵番同心の創始についてもはっきりしない。一応正徳二年六月に初めて二〇人が置かれたといわれているが、⁽⁶⁰⁾御金蔵の警備および火の元取り締まりがその任務であったことを考えると、御金蔵が蓮池門内に移される(正徳二年)以前から同様の役職が置かれていたとみることができよう。なお、『武鑑』には、宝暦十年の払方に一九人が記される。

元文五年八月四日には、元方御金蔵番所前の大門の扉（金銀出納の際の出入りに使用）が開いたままになっている事件があり、当日当番であった元方金蔵番同心四人が暇を命じられている。そして、この事件をきっかけに、御金蔵番所は御金蔵囲いの外から内に移された。また、以後は当番五人のうちの一人を茶番として、本番四人で勤めることとなった。⁽⁶¹⁾ なお、翌寛保元年の十二月には、定員が二〇人に定められ、以後譜代の者が採用されたといわれる。⁽⁶²⁾

金蔵番同心は、明和四年三月からは金奉行預り支配となつたが、⁽⁶³⁾元方においては、文政三年まで、二〇人が四組に分かれ日々五人づつ勤番していた。また、組頭などはおかれず、勤仕判形帳の改めなども行っていない（文政三年以降は、元方・払方の区別が廃止されたが、二〇人を四組に分け五人づつ勤番する形態は同じ）。なお、金蔵番同心が金同心代りを勤めるようになったのは、天保二年五月に佐藤源兵衛が任じられたのが始まりである。その後蓮池御金蔵納払取調べを柱とする一連の「蓮池御金蔵役所向御改革」が老中水野越前守（忠邦）によって開始されたのともない、金銀出納などの通常業務に携わる人員が不足したために、天保十年五月に依田重次郎・宇佐美忠蔵の二人が追加された。金蔵番同心は、番所に詰めて勤務にあたつたが、正徳二年十一月の「御金蔵御番所御条目」では、(イ)番所二カ所とも昼夜五人が少しの間も番所をあけることなく勤務すること、御金蔵囲いの外部は夜中一時（二時間）に一度づつ見回ること、交代は朝五ツ時であるが、怪しい事があつたら月番勘定奉行へ訴え出ること、(ロ)当番の者に病人がでた際は、人数を減らさず代わりの者が勤めること、(ハ)火の元に注意をすること、また、番所は夜中も戸を開け放ち寝ずの番をすること、(ニ)御成の節は目付の指図に従うこと、(ホ)喧嘩口論はもちろんのこと、大声を出さないこと、(ヘ)何事にも頼み事をせず、また預り物もしないこと、(ト)酒は一切無用のこと、などが定められている。なお、番所には夜具が用意されており、天保十一年の新調の際には（夜具は九年間使用された）五両一分二朱が支出された。

(二) 御金蔵金紛失一件と「御金蔵御定書」

正徳五年四月三日に元方金奉行平岡十左衛門がお役御免となり追放された。この一件について、『徳川実記』はつぎのように記す。四年前の正徳元年十一月御金蔵金が紛失し、これに関して糾明がなされた。平岡十左衛門については、紛失を承知し、かつ心得違いのことが多いとの申し出があり、なお尋問が行われた。同僚の久保七郎左衛門(重清)は病死し、諸星清左衛門(盛明)・杉庄五郎(家貞)はその職を解かれた(同三年閏五月二十五日)。点検の結果金銀の紛失はなかったが、平岡十左衛門は日頃から奸曲のふるまい多く、町人からも賄賂を受け取っていることが明らかとなった。先に職を解かれた諸星清左衛門も賄賂を受け取っていたが、金銀の紛失がなかったことが判明したので、その罪を許し閉門・蟄居の処分とした。また、払方金奉行の山中喜兵衛(時焉)・遠藤次郎右衛門(道辰)・平野内蔵助(勝好)の三人もこれに連座して職を解かれ、閉門・蟄居とした。久保七郎左衛門はすでに病死しているが、その子市兵衛(重治)への家督相続は認めない。平岡十左衛門の子三五郎も追放処分としたが、弟の石川源之丞・細田八之丞(時義)は他家の養子となっているので遠慮のみを命じた。さらに、金同心も多数が処罰された。⁽⁶⁴⁾

御金蔵金の紛失は結局なかったことが判明したのであるが、賄賂の授受が発覚した。そして、詮議の過程で、①除金の員数改めや、金奉行就任時の保有金銀の員数改めは行われてこなかったこと、②平岡十左衛門の計らいで御金蔵の一分判を出し、町人に命じて小判に両替させ、その歩金を同役・同心で配分したこと、③銀の包紙が破損した際は町人に下げ渡して包改めさせてきたが、その実は毎年利銀を約束して御金蔵銀を町人に預け置いたものであること、④御用承りの町人が受取金の割合に応じた金額を定め、同心共に報酬を出していたこと、また、金奉行には礼金・酒・肴などを送っていたこと、などが明らかとなった。このため元方金奉行の都筑藤十郎・大岡源右衛門・神保甚三郎・細田弥三郎の三人は、事件の再発防止を図るべく、同年四月に金銀出納や記帳に関する勤め方に関する申し合わせを

行つたのであるが、最終的には「御金蔵御定書」あるいは「元方・払方御金蔵役人納払等勤方定書」とよばれる一カ条の規範が作成され、同年七月勘定奉行から金奉行に布達された。⁽⁶⁵⁾

御金蔵御定書

定

一 元方・払方共ニ御蔵之金銀并灰吹金銀其外御蔵ニ有之品々月次納渡之度々改之、員数明細帳面ニ記し置、其帳面を以同役立合有金銀之分量引合、無相違様可被致候、且又同役替新役被仰付候節度其度々互ニ立合、有金銀之員数相改、其上にて月番を可被勤事

一 御蔵金銀納方渡方之儀、随分念を入銘々納払の手形帳面等の印形、其印鑑に引合相改、毛頭無相違様可被致候、且又忝分判・小玉銀の事も納方に向々紛敷無之様に帳面に書載之、納手形にも其数を記し可被差出候、渡方ニも是又手形帳面に其数を書加可被相渡事

一 金銀納払御勘定之儀、元方・払方共に年々無油断仕上可申候、但し、忝分判・小玉銀納渡之事も御勘定帳面に書載之、無相違様可被致事

一 御金蔵納払定日者勿論臨時之納渡し有之節も御金奉行相揃可有出勤候、尤元方・払方共に御蔵ひらき候度々に同役立合封印改之上ひらき可申候、忝人として開申間敷候、御用相済候者同役中申合万事念を入申付、御蔵并惣困之門封印ともに前々のことく元方御蔵ハ元方之奉行、払方御蔵ハ払方之奉行立合念を入相封致し置可申候、且又奥御蔵之封印之儀も何も出勤之度々心を付可被申事

付、金銀納方渡方数多く当日相済かたく残候時者、其翌日何も罷出可有其沙汰候、是又忝人としてハいたさるましき事

一 納渡之儀ニ付諸証文留書明細に記し置、其当日に不相済儀者翌日出勤候て念を入吟味可有候、且又御金奉行月番にて承候御用之儀も早速同役中江相達、惣每まちく〜に無之様ニ可被心得事

付、御蔵に有之帳面書付等御用に付て御金奉行宅江持参の時、同役江相達可有持参候、尤、事済候ハ、早速御蔵江入置、

其旨同役江申達鹿末に無之様に可被致事

一 諸向之拝借并道中拝借、又者諸色御入用内借金銀渡之儀、常々念を入改之、拝借返納之次第無滞様に遂吟味、若子細も無之返納滞滞之面々も候ハ、其訳御勘定所江可被相達候、内借渡之事も其御入用極帳面惣都合之一紙証文を以可引替類無油断遂吟味、若格別に引替のびくになり候も有之におゐてハ是又其訳御勘定所江可被申達事

一 御蔵金銀包紙又ハ上箱等封印損候節包改直し候事、後藤并大黒長左衛門等御蔵江呼出し御蔵におゐて包直し封印をも仕候様にいたし、少にても包改之ために町人方江渡し遣候儀堅停止たるへき事

一 御蔵之金銀御奉行自分の計ひとして壱分判・小玉銀等少にても町人に申付両替仕候儀堅可為停止候、御用ニ付て若壱分判・小玉銀等兩替せしめ候ハて不叶事も候時者、御勘定所江相達し御勘定奉行裏判之証文を以て可有其沙汰事

一 御金奉行中私用之ために御蔵の金銀取出し用ひ候事ハいふに不及、少分之事にても人に預置候儀堅御制禁有之候、若違犯の面々も有之時少も不隱置同役方御勘定所江可相達候、自然隱置候者違犯之人と可為同科事

一 御蔵におゐて御金請取候もの共方歩銀を相定め、同心共方江其歩銀を分取、御金奉行ハ其礼として音物等受納候儀一切御制禁之事ニ候間、此旨を以て御用承候町人御金請取方之者ともに急渡被申渡置、若自今以後此旨違犯之事候におゐてハ、同心共者御金奉行江申達し、御金奉行ハ御勘定所江可被相達事

一 納方・請取方のもの共不法成儀無之様ニ可被申渡候、若猥なる族有之におゐてハ急度申断置、其訳御勘定所江も可被相達候、惣而納方・請取方之もの御蔵構之内江大勢不入込様にいたし、御金持運候黒鉄之もの又ハ御金奉行同心以下家来等迄も猥ニ無之様ニ急度可被申付事

付、御蔵場におゐて茶弁当類いふに不及、少にても火之取扱堅停止たるへき事

右条々御老中被仰渡候間、堅く相守之、御役儀ニ付被仰付候誓詞之趣者不及申、今度被仰渡候次第同心共江も急度申付、聊以猥成儀無之様に可被遂吟味候、若違犯之事も候におゐてハ其沙汰あるへき者也

(正徳五年)

末 七月

御勘定奉行

主な内容は、御金蔵金銀出納時の記帳の徹底、金奉行就任時の保有金銀の員数改めの実施、御金蔵開閉時の同役立会、御金蔵金銀の無許可での町人両替の禁止、御金蔵での包み直しの実施、音物受取の禁止等々である。この時の定めが以後の金奉行の勤め方の規範となるが、年数が経つと一部変更され、現実的な運用がなされることがあった。たとえば、御金蔵金銀の包み直しは御金蔵で金銀座方の者が行うことになっていたが、「御納戸渡り被下銀」は包み数が多く、このため元方役所での包み立てでは間に合わないことがあった。そこで、文化三年三月からは銀座有銀を使って包み立てを行い、御金蔵へ持参した際に御金蔵銀を引き替え受領したのである。文化十一年の元方金奉行の勤め方に、「御評議濟之趣を以、保田定市右九ヶ年以前寅年三月達シ有之取計来候処、右拾貫目引替之分計リニ而ハ枚包数少ニ出来引足不申候ニ付、猶又定市江相談之上、近来者式拾貫目又者四拾貫目余座方江相渡し枚包仕立置御間に合来り候」とあるように、当初は銀一〇貫目であったが、文化十一年頃には銀四〇貫目を座方に渡し、包み銀との引き替えを行ったのであった。

(三) 元方御金役所と払方御金役所

(1) 元方役所における金銀出納と経費

金銀の出納は勘定所との緊密な関係・連絡において行われた。元方・払方役所の金銀出納手続きの実態をみるまえに、この点について簡単にふれておく。⁽⁶⁶⁾

物品購入代金、手当金、諸向品々などの経費支出は、勝手方老中・若年寄からの「断書」(勘定奉行に対する経費支払の移牒)にもとづき、勘定所勝手方が内容を吟味し、受取手形の改めや裏書などを行って、手形を受取人や頭支配に渡

した。そしてそれと同時に、金奉行への連絡・添状の認めなどをした。女中合力金などは、留守居から手形を受け取ると、勘定所勝手方で金銀渡し方・日限などを吟味し、留守居へ返却した。そのうえで老中裏判が加えられて御金蔵より支出された。臨時支出は、担当の部署から勝手方老中・若年寄に請求がなされたが、勝手方老中・若年寄はこれを勘定所に移牒し、勘定奉行・同吟味役の評議によって可否が決定された。そして、可決されると直ちに金奉行に無判添状をもって通達され支出された。金銀納入の場合は、勘定所勝手方の吟味を経たうえで、納入金の性格・内容・金額などを記した納め証文(納め手形)が発行され、これを納め人が御金蔵に持参するなどした。なお、臨時納めの場合には、無判添状が認められた。

さて、元方役所の業務は、基本的には、①年貢金や払米代金、貨幣改鑄益金、佐渡奉行や大坂町奉行ほかの各奉行所からの納金、佐渡金山・奥州半田銀山などから産出される灰吹銀・筋金・砂金、各種拝借金・取替金の返納金、貸付金の元利返納金、御用金・献上金・上納金・冥加金等々の収納、②払方役所から返納される金銀(「戻り金」)の収納、③上納金や除金の奥御金蔵への納入と奥御金蔵からの金銀の受取、④払方役所からの渡りに使われる金銀の払方役所への引き渡し、⑤諸拝借金・取替金の引き渡しであった。⑤については、「元方二而相渡り候拝借金・御取替金等迄追而返納ハ戻り候姿ニ相当候得共返納与唱、戻り金与ハ唱不申候」・「払方渡り御金も諸向渡り御金茂元方納払之出入者同様之儀ニ候」・「(米方御前貸金は)御前貸之名目ニ候得者、元方と相渡り元方江返納ニ可相成筋ニ奉存候」などと記されることから、元方役所からの渡りがあったと考えられる。

元方・払方役所の統合(文政三年)以前の段階における、元方役所における金銀出納の手続きおよび役諸経費について具体的にみることにする。

金銀の納入・支払(「御金納め」・「御金渡り」)の前日には、月番の金奉行宅へ納め証文(納め手形)や渡り手形の本

紙・写しが提出された。納め証文は受け取っておき、渡り手形は、写しと読み合わせのうえ本紙は返却し、受取印形書付を取った。このような月番金奉行宅での手続きを「庭帳」といった。

金銀納めの当日は、月番を含む金奉行二人、元ノ役同心一人、平同心一人が出席した。納め人から金銀が包みのまま差し出されると、まず金銀座方の者が包みの封印・員数・上銘等を改め、そのうえさらに金奉行や元ノ役同心・平同心が改めて、納め人に「納札」とよばれる受取証文を渡した。その際、「納札」を元ノ役同心が読み上げ、月番金奉行の手元においた納帳と金銀高を突き合わせ、月番金奉行が印形をした。

金銀は、納め高の寄高帳を添えて座方役人へ渡すが、座方は、口々を仕分けて箱詰めし、員数を箱に上銘し、さらに箱の中にも員数、取扱い三座役人姓名、月日を記入した書付を入れた。その上で、金奉行や同心が立ち会い、箱改め・箱詰めを行った。小判・二分判・一分判は金二〇〇〇両、二朱判は五〇〇両、丁銀（および小玉銀）は一〇貫目が入った箱を丸箱といい、立会人の目前で蓋に釘を打ちつけた。丸箱は座方役人が封印のうえ御金蔵に納めた。丸箱一箱に満たないものは端箱と称し、錠前付きの箱に入れた。鍵は別箱に入れ座方役人が錠前封印をした。なお、端箱には座方役人が錠前封印をし、金奉行・同心連印の紙封印をつけた。

銭の納入があつた場合は、元ノ役同心・平同心がこれを改め、納め人が差し出す証文と員数を突き合わせたうえで、金奉行が立ち会い受取証文を渡した。また、小普請金仮納めの際は、金奉行二人が立ち会い、金銀を受け取り、取扱いの吟味役衆へは金奉行両人の名前で「納札」を差し出した。

金銀渡りについては、同心が受取手形を受け取り、写しに押切印をしてそれを受取人へ渡した。渡し高が当日の納入高では不足する場合は御金蔵から取り出した。その際、箱数・上銘を御蔵内の出箱帳に記入し、黒鞆の者に運ばせて、渡り高員数の書面とともに役所で座方役人へ渡した。丸箱以上の金額の場合は箱封印のまま渡し、端金銀渡りの

場合は、金箱の金奉行封印を切り解いて座方に渡し、座方は渡り高を仕分け、包み立てをした。金奉行、同心、座方役人立ち会いのうえで、元々役同心が座方役人から差し出された金銀包み銘書・員数を改めた。平同心が算当し、受取手形裏書・印判を照合、改めたうえで受取人を呼びだした。そして元々役同心が受取手形を読み、金奉行が手元にある渡り帳と員数を突き合わせ、渡り帳に印形をして渡した。なお、払方役所への引き渡しは、払方金奉行連判の手形によって行われた。

錢渡りの場合は、御金蔵内で渡り手形の員数を突き合わせ、金奉行が立ち会い渡した。なお、真鍮錢は二〇貫、鐚錢は五貫文を一把といった。錢相場は、月々五日の相場は十七日まで、十七日の相場は二十五日まで、二十五日の相場は翌月の五日まで用いた(なお、文化十一年九月に、それぞれの相場を十八日、二十六日、翌月の六日まで一日延長して用いた)との願いが元方金奉行より出ており、同年以降は変更された可能性がある。

金箱を御金蔵に納める場合は、同心が付き添い、黒鉄の者に運ばせた。金蔵内で金奉行・同心らが出箱帳の寄せ員数と突き合わせ、そのうえで納めた。また、御金蔵金銀保有高の増減があった場合には、即日元々役同心一人、平同心一人が納め・払いの口々を仕分けたうえで、有高帳に掛け紙をして認め直した。月番金奉行は元帳と突き合わせ、前日の有高と当日の増減とを改め、印形した。非番の金奉行は、改めの済んだ有高帳を御金蔵内に持ち込み保有金銀高と照合した。元々役同心が金銀錢箱の上銘・員数を読み上げ、平同心が算当し、さらに御金蔵内に貼り出してある金銀錢口々仕分け高とも突き合わせた。符合したら、非番の金奉行も月番の金奉行の印形に合印し、その日の納め渡り口々と有高増減の廉書の二冊を認めて勘定所に提出した。なお、毎月晦日には、その月中に生じた狂いを書き上げた有高寄帳を提出した。

なお、元方・払方役所の納め渡り日に御金蔵内の金箱の持ち運びを担当したのが黒鉄者であった。文化七年の「黒

歛之者出方之儀ニ付申上」によると、六日・二十六日は一五人づつ、十八日は三〇人が出役してきた。朔日・十日・二十四日については、これまで「臨時御断ニ而」人数を出してきたが、以後は一〇人が出役したいとある。黒歛者は、金銀納め渡り当日および前日は、朝四ツ時御金蔵へ出向いて御用をつとめた(天保十一年十一月より、十月から十二月までは朝五ツ半時の出勤となる)。なお、文政三年までは、黒歛者は御金蔵内まで入って金箱の出し入れを行ってきたが、同年よりは御金蔵内への出入りは禁止された。

【元方役所の経費】 金銀箱の購入や修理、釘代、金銀の包紙代、筆墨紙代などにあてられる元方役所の経費は、宝暦四年までは金額の定めがなく、年々七月・十二月に受け取ってきた。同五年から明和五年までの定式入用高は一カ年銀六貫七九四匁六分九厘四毛(臨時入用銀は別段受取)、明和六・七年は銀七貫五匁四分九厘四毛(同)であった。同八年四月に五カ年の儉約令が出されたが、同年より寛政三年までは定式・臨時とも平均一カ年銀一一貫二四二匁四分を受け取った(定高は、定式・臨時とも一カ年銀五貫二八九匁九分三厘)。寛政四年は定式・臨時とも入用高は九貫九一七匁二分であったが、同年より定式入用高が銀七貫五〇〇目に減らされ、さらに同五年から文化八年までは二割減が命じられて銀六貫目となった(これを年四度に分けて受け取った)。文化九年からはさらに二割減となり、同十四年までは銀四貫八〇〇目となった。文化十五年にはまた元の銀六貫目に戻ったが、三〇〇目を減切とし文政元年十一月からは銀五貫七〇〇目となった。

(2) 元方・払方役所の金銀納め渡り日

御金蔵金銀の納め渡りの定め日について、目付衆から金奉行の境野六左衛門が借り写した記録では、正徳五年の時

点で「毎月御金蔵金銀納渡り六日・十八日・廿六日」とされ、臨時御用の際は間の日にも納め渡りがあつたとする。⁽⁶⁷⁾ 延享二年の「御殿御勘定所勤方」には、金銀錢有高改めについて、元方は毎月六日・十八日・二十六日とその他臨時納め渡りの度々、払方は、毎月十八日とその他臨時渡りの度々に行うよう定められている。⁽⁶⁸⁾ 文化十二年の「黒鉄之者御断之儀ニ付申上候書付」には、元方の金銀納め日（「御金納め日」）は毎月六日・十八日・二十六日、払方の金銀渡り日（「御金渡り日」）は毎月朔日・十日・十八日・二十四日とし、往古は朔日・十日・二十四日は臨時渡り日であつたが、当時は定式渡り日となつたとある。また、文政元年の「元方御金蔵金銀錢納渡手續書付」には、元方御金蔵納め渡り定め日は朔日・六日・十日・十八日・二十四日・二十六日とある。元方・払方の業務が増加するのにもなつて、納め渡り日も次第が増えていたのであろう。なお、元方・払方両役所が統合された文政三年以降は、毎月六日・十四日・二十六日が納め日、朔日・十日・十八日・二十四日が渡り日となつた。庭帳日は原則当日前二日間であり、⁽⁶⁹⁾ 二十六月日は二十五日のみ、朔日は二十九日と晦日（小月は二十八・二十九日）となつた。

(3) 払方役所における金銀出納と経費

払方役所は、払方会所とよばれることがあり、享保八年十一月に会所内に張り出された「勤方書付」にはつぎのようにある。朝金奉行が揃い御金蔵を開ける際は、月番金奉行ほか一人が立ち会つて蔵と鍵の封印を改め、月番の元々役同心が開けること、会所で御用を勤めている間は、蔵は戸前のみ一カ所月番金奉行一判の仮封印をすること、そして御用がある度々に月番金奉行・元々役同心が出向いて同様の仮封印をすること、蔵を閉める際は月番金奉行・元々役同心が御金蔵内の金銀錢員数を改め、蔵の封印は金奉行三人が立ち会うこと、御金蔵の門・仕切の矢来木戸の封は金

奉行三人が印形し、たびたび改めること、月番引き渡しの際は、前後の月番金奉行・元々役同心が立ち会い、金銀錢有高書付と保有高を照合すること。

つづいて文政三年に払方金奉行が記した「払方是迄勤方手続」によつて、払方役所の業務をみることにする。払方役所においても、元方役所と同様に金銀渡りの前日寄り合いがあった。月番の金奉行宅へ各方面から金銀支払いのための手形（「御金手形」、以下同じ）が差し出されると、元々役同心一人、平同心一人の計二人が本紙を写しと読み合わせ、そのうえで手形を「定式」と「地方」の押切帳の付立てを行う元々役同心・平同心へ渡した（「定式」・「地方」の区分については後述）。そして元々役同心は直ちに押切帳を作成した。押切帳は、何の名目で誰に金どれくらい銀どれくらい（小判・二分判・一分判・二朱判等の区別も記す）を渡すのかを美濃半紙に手形四通づつを認めたものである。月番金奉行は手形を改めたうえで、手形裏書の員数の箇所と押切帳の箇所の一文字上に押切判割印をして、受取人に返却した。同日の夕刻には「場寄」を行った。「場寄」とは、押切帳の肩書きを拾い、「定式」・「地方」のそれぞれの項目ごとにまとめたものであり、半紙一枚横折りにして認めた（「場寄帳」）。また、押切帳のうちから小判・二分判・一分判・二朱判・銀などの種類ごとに箱数、包み数などを拾って、「定式」・「地方」に分けたものを「包解」といい、二つを一緒にまとめたものを「打合書」と称した。「打合書」ができると、つぎに「小札」を認めた。これは半紙を縦六ツ切りにして横に二ツ切りしたものに押切帳の渡り口々を認めたものである。渡り当日には、「小札」の高的合計と一致する金銀が包み立てのために金銀座方に渡されたが、その際、座方から受取書をとつて月番金奉行がこれを改めた。なお、「小札」は、座方に渡されて、渡り当日に役所に納められる金銀包みに貼り付けられた（下げ札として使用）。

金銀渡り当日の分担はつぎのように決められていた。金銀出し入れ（月番金奉行・元々役同心一人）、金銀受取（元方役所から渡される金銀の受取）（月番平同心二人）、手形受取（平同心二人）、（「定式」）渡し方（金奉行一人・元々役同心一人・

平同心二人）、（「地方」）渡し方（金奉行一人・元ノ役同心一人・平同心二人）、書上り（当日勘定所へ提出する渡り方帳作成）（平同心一人・見習い一人）。渡り当日の蔵開けには金奉行全員が立ち会い、月番元ノ役同心が金箱等を改めたうえで役所に出し、金銀有高に算入した。そして月番金奉行がこれを見届け、残高と照合した。金銀座方において包み立てができる、元ノ役同心が押切帳と照合しつつ金銀を受け取った。当日各方面から手形が役所に提出されると、合札と引き替え、平同心が手形を受け取った。手形が全部そろったうえで、元ノ役同心が手形名前・員数を読み上げ、金奉行が手元の押切帳に記される員数の一文字上に朱点を付した。金銀は「定式」・「地方」とも押切帳に記される順に渡した。そして、渡りの業務がすべて終了すると、各方面から提出された手形の員数・文言などを記した「渡り方帳」を勘定所に提出した。

払方役所からの渡りは「定式」、「地方」に区分されていたことはすでに述べたが、では「定式」、「地方」にはどのような渡りが含まれたのであろうか。「定式」に入れられた渡りは、奥方（「大奥向井女中等之渡り」）、給金（「書替奉行裏判手形之分」）、寺社方（「寺院渡り等之分」）、腰物方、納戸、西丸納戸、作事方、小普請方、賄方、細工方、畳方、材木方、馬方（「預ケ馬方渡り・廐渡り等之分」）、浅草蔵方、切米、町方（「町奉行并町年寄渡り之分」）、船手方、神宝方（「漆奉行渡り、惣而漆奉行加判神器仏具入用之分」）、清水方、天文方、火消方、普請方、雑（「諸家手当并御勘定所向・御目付方・其外書面之廉々江難組入分」）であつた。また、「地方」に入れられた渡りは、運賃、川除、国役、在方（「在々御普請并品々御入用等之渡り」）、普請役、高割（「年々御代官江被下候諸入用渡り」）、道中であつた。このうち、運賃は廻米駄賃運賃、川除は川除普請入用、国役は国役普請にかかわる支出や取替金、普請役は普請役在出その他諸雑費、道中は道中方入用であつたと考えられる。

「定式」の渡りは、奥方入用、八カ所入用、諸役所・諸場所入用と一般によばれるものであり、幕府の年度別財政

決算帳簿の一つである「金銀納払御勘定帳」でも同様に「定式」に区分されている。「地方」の渡りには、「金銀納払御勘定帳」で「定式」とされるものと、国役普請や道中方関係支出など「別口」とよばれる臨時支出に区分されたものが両方入っている。

払方役所は、渡りに当てる金銀・灰吹銀などを元方役所から受け取ったが、それは「定式御遣方」の廉から引き渡されただけではなかった。「別口御用金」のうちからも引き渡されたのであり、たとえば国役取替金、道中金、荒地手当金、両上水（神田・玉川上水）取替金などが払方役所に渡された。これは、前述のように、「地方」の中にこれらに係する支出が含まれていたためであった。しかし、それらが必ずしも取替金、手当金としてのみ払方役所から支出されたわけではなかった。後掲の表3の「別口御用金」の中に、甲州郡中割并川除国役普請取替金返納があるが、この廉からは国役普請取替金はもちろんのこと、作事方・小普請方臨時入用大口の分や広敷・納戸・細工所その他の臨時入用などが支出されたのであった。⁽⁷⁰⁾ こうした元方役所から払方役所への金銀の引き渡しは、払方金奉行連判の手形によって行われた。払方役所では、その受取金を前述の「定式」と「地方」とに分け、月番元^レ役同心が残り高への算当・改めを行い、それが終了した後各各方面に渡したのである。

以上のように、払方役所は、各方面への金銀銭の渡り方が主な任務であった。しかし、返納金や納め金を受け取ることもあった（詳しくは後述する）。その場合には、元^レ役同心・平同心が立ち会い、金銀座方の役人に包みのまま改めさせたいえでこれを受け取り、月番金奉行の前で仮御金箱に入れ錠をかけ、月番を含む金奉行が立ち会い印判封印をした。なお、毎年正月十八日には、前年十二月晦日の時点で残った金銀銭および年中の出目銀は元方役所に戻し、新たに元方役所から金銀銭を受け取った。しかし、端銀渡りのために残金のすべてを戻さずに、たとえば銀一貫目未満の端銀は払方御金蔵に残しておくことがあった。また、渡り当日に各方面に渡す端金銀の包み立てに使用するため、

元方役所に渡り金銀を請求する際に、渡り高以外に払方役所に残す分を見込んで請求することもあった。

【払方役所の経費】 払方役所の経費は小買物代銀とよばれた(元方役所の場合は諸入用)。これは、元方役所同様に墨筆紙代や金銀包紙代、金箱作製・修理代、釘代などにあてられたものである。宝暦四年頃までの定式受取高は銀三貫六四〇目一分であったが、明和元年から銀三貫五九〇目一分となった。同五年からは五匁銀鑄造に伴う包紙代を増して銀三貫九五〇目一分となるが、同八年には再び減少して銀三貫六八七匁四分になった。その後しばらくは不明であるが、文化八年の時点では銀三貫三三四匁一分であった。同九年から五カ年間は儉約中につき二割減の銀二貫六六七匁二分八厘となり、⁽⁷¹⁾同十四年には元に戻るはずが九〇目を削減され、さらに文政元年から一八〇目削減されて、文政三年の時点では銀三貫六四匁一分となった。

(四) 寛政三年の「御勝手向御繰合仕法御改正」と文化五年の有高帳改正

(1) 寛政三年の「御勝手向御繰合仕法御改正」

寛政三年六月、勘定奉行から元方金奉行につきのような申渡しがあった。

申渡

此度御勝手向御繰合仕法御改正被仰出候ニ付、於御金蔵ニ御遣方并口々御除金且御封印御蔵江可入御除金后後引分方名目共別紙之通相改、勿論当年之御物成金者来年之御遣方ニ可相成処、近来御遣方御不足故、新御年貢を以其年江繰越御繰合致置候得共、后後者当年之御物成金同年御遣方江繰越候儀者被差止(候)間、去戌御物成金之内同年御遣方ニ成候分不殘別段御金を以御償被入、当亥正月之御遣方ニ致、以来共繰越等致間敷旨被仰渡(候)間、被得其意、此後名目改り候御金引分ケ方并去戌御年貢金引戻方等間違無之様念入可被相改候、尤前書之通り御改正被仰出ニ付、御勝手方組頭兩人并同所勤御勘定方五人懸り被仰付、御金蔵江も罷越立合相改候事ニ候、且右ニ付而ハ以来口々納渡月帳仕組方等茂相直り候条、委細之儀者懸り組頭御勘定江

可被談候

右者、松越中守殿被仰渡候二付申渡候

六月

いわゆる寛政の改革を推進した老中松平越中守(定信)からの指示をうけて、勘定奉行から以下の三点の申渡しがあつた。(一)蓮池御御金蔵における遣方や除金について、収納金銀の分類や名目を今後変更すること、(二)当年の物成金は翌年の支出にまわすものであるから、以後当年分を同年中の支出にあてることは禁止すること、(三)昨年度分の物成金のうちから昨年中に支出してしまつた分については別段の金銀を渡すので償い入れること。この申渡しには別紙がつけられたが、その内容を表3に示した。

遣方とされたものには、前年物成と諸向納の二つがあつた。前者は前年の年貢、小物成など地方勘定帳に組まれてゐるものであり、後者は川船運上、納戸献上金、寄合并小普請役金、大坂・大津・長崎払米代、長崎運上金そのほか定式納のものであつた。後者の諸向納のうちへ、今回新たに潰古金文字金ニ吹立候出目金ほか九廉(これは御金蔵内で仕分けをしておく分)と佐渡奉行納ほか一五廉(これまで除金と唱え別廉をたててきたが以後廃止。この廉々は御金蔵内では仕分けをしない分)を加えて「定式御遣方」と唱え、三季切米役料など(合計七四廉)の支出にあてることになつた。また、「別口御用金」として、甲州郡中割并川除国役普請取替金返納など計一三廉をたて、川除国役普請取替金や買上米代ほかの臨時入用にあてることにしたのである。

「別口御用金」のうちのいくつかについて若干補足説明をしておこう。①神田・玉川上水道取替金返納は、両上水組合入用として取替支出したものが、武家出銀をもって翌年返納されたものである。⁽⁷²⁾また、②古代官貸方并負金返納は、代官三七人が以前に行つた貸付金の返納分であり、代官六人が取立の世話をしてきたが、元文五年二月二十三日に勘

表3 蓮池金蔵金銀有高の仕分け (寛政3年の仕法改革)

定式御遣方

前年物成

諸向納 是迄之通り (川船運上, 寄合并小普請役金, 献上金銀など)

濃古金文字金吹立候出目金	品々払物代
京大坂帳合延商売益金	駿州清水田米払代
町奉行納	普請奉行納
朝鮮種人参払代	細太餅米石代納
佐州筋金砂金吹立納	諸向關所金

(諸向納の口に一廉に納入。納め渡り高は, 納め渡りの度々金蔵に仕分けおく分)

佐渡奉行納	新田并流作場地代金
家質屋敷地代金	京都町奉行納
大坂町奉行納	奈良奉行納
堺奉行納	駿府町奉行納
浦賀奉行納	古竹払代
京都町奉行名目金	諸問屋冥加金
鑄銭吹立売出益金	寛保二戌年半毛損亡拝借返納
日州椎葉山材木運上	大坂江戸堀川堀江川古川筋築土地払代

(これまで除金と唱え別廉に立ててきたが, 諸向納の口に納入。納め渡り高の仕分けは不要)

<定式御遣方より渡る分>

三季切米役料	奥方合力金
腰物方	元方納戸
払方納戸	作事方
小普請方	賄方
材木方	細工方
畳方	備後畳買上代
町奉行方	普請奉行方
火消方	盜賊改方
鷹方	船手方
鉄砲方	馬方
吹上奉行	浅草蔵方
同朋方	烏見伝馬金
植木奉行	挑灯奉行
林奉行	鷹餌鳥代
油買上代	法事入用
漆奉行	賄方御用人足賃
所々初穂	朝鮮種人参買上其製法入用
町奉行役所入用被下金	勘定奉行役(所)入用被下金
遠国被遣候者諸雑用	両葉園諸入用
紅葉山年中賄番僧等入用	曆作測量頒曆国鑑御用賄料

日光御門主江被進金	奥向貸付千両之口
一橋江被進金	宗対馬守江被下金
田安目付小姓江被下金	賄調役吟味役其外勤金
弓稽古料	佐倉・小金・峯岡野馬捕牧士(江)被下金
細太餅米買上代	足尾銅買上代
飛州樽木并材木伐出入用	奥州半田山吹銀買上代
砂金買上代	蠟実穂買上代
勢州川俣谷茶料	日光僧供料
諸山伐出入用	川除普請入用
廻米運賃	代官諸入用
在方役人給金	代官手代在出諸入用
在方品々小払	日光奉行渡
駿府城内外修復入用	甲府城内外修復入用
鷹野入用	佐倉炭買上代
普請役諸雜用	大判買上代
猿棗渡	関東樋橋江戸橋々普請入用
其外小払之類	
諸向小給之者給金其外諸雜用勤金役金之類	

別口御用金

甲州郡中割并川除国役普請取替金返納	
夫食・種粃・農具代・救相続小屋懸困窮拝借返納其外村方諸拝借類	
諸拝借并兩度類焼瓦蠣殻葺拝借返納	
神田・玉川上水取替金返納	
古代官貸方并負金返納	
大黒長左衛門・松安庄右衛門預ケ金銀返納	
茶屋四郎左衛門・大黒長左衛門益金并冥加金	
銀座不納銀返納	
古金・唐金文字金ニ吹立納	
道中除金	
評定所關所金	
道中關所金	
江戸在町貸付元利	
日光坊中助成金元利	駿府貸付金取立納
元広敷貸付元利	式朱判通用貸付元利
在方手当老万兩貸付之利金	上野別当手当貸付老万兩之利金

<別口御用金より渡る分>

甲州郡中割并川除国役普請取替金	夫食・種粃・農具代并救相続小屋懸拝借
諸拝借并兩度類焼瓦蠣殻葺拝借	上水方取替金
道中筋道橋普請并宿拝借	種姫君様守殿入用
買上米代	古金買上代
大黒長左衛門・松安庄右衛門預ケ金銀	誕生宮詣其外格別之臨時入用等

灰吹銀	佐渡奉行納灰吹銀再吹分無之分	同断再吹分濟候分
-----	----------------	----------

	奥州半田灰吹銀	佐州吹銀之内筋金吹分ケ ^レ 出候灰吹銀
	秋田灰吹銀	野州足尾銅山鑄灰吹銀
吹金	但州中瀬金山出金	
砂金	駿州安部郡村々出金	甲州雨畑村ニ而取溜候分
筋金	奥州半田筋金	

除金五廉

去ル午・未兩年奥金蔵^レ出候百貳拾万兩
 宝曆十一巳年^レ去々酉年迄之除金
 道中宿駅手当除金
 荒地起返手当除金
 二丸(広敷)貸付金元利

外

川々普請手当田沼竜助納
 奥向貸付利金
 札差共江下金壹万兩元利
 除償金
 取替金

松平豊後守御用金
 元広敷貸付元利
 有余金
 諸拝借諸冥加上納除金
 当亥年貢

(註) 「除金五廉」で「去ル午・未兩年奥金蔵^レ出候百貳拾万兩」と記されるが、125万兩の誤りと思われる。

定奉行神尾若狭守(春央)の指示により元方金奉行が催促・取立を行うように変更された。貸付開始年・金額は不明。元文五年の取立残高は二万七六七兩余・銀一三〇目余・錢三貫二八〇文余。同年より文化十四年までに一万八〇九兩・銀一三〇目・錢一一〇文余が上納され、また、三〇九七兩が棄捐となつて、文化十四年の時点の取立残金は六八六一兩・錢三貫一七〇文余となつた。また、天保十年の時点の取立残高は三八二一兩余である。なお、明和九年から納期月は三月・七月・十一月の年三回となつた。③大黒長左衛門・松安庄右衛門預金返納は、銀座役人大黒長左衛門に対する預け銀(宝曆十年から年々銀七〇貫目、同十二年から一〇〇貫目合計一カ年一七〇貫目を二カ年延し返納)と松安庄右衛門に対する預け銀(真鍮錢買集めのため、天明六年から月々三〇〇兩を渡し、二四カ月目返納)の返納分である(文化五年の時点での返納残金は、前者が銀二七四貫目、後者が六三六〇兩余であつた)⁽⁷³⁾。④茶屋四郎次郎・大黒長左衛門益金并冥加金は、両者への預け金に対する冥加金・上納金である(大黒長左衛門からは前述の銀一七〇貫目の冥

加として一カ年八五兩づつ。茶屋四郎次郎への前貸し金額および冥加金額は不明⁽⁷⁴⁾。⑤銀座不納銀返納は、運上銀、朝鮮人江被下銀、吹立残、買灰吹銀元手、備中吉岡銅山仕入拝借などの滞り銀八三九六貫目余の返納金であり、これまでは明和四年の四文銭吹立て・同九年の二朱判吹立てにともなう益金で返納されてきたものである。⑥道中除金は、伝馬宿入用米石代、往還並木払代、上野国烏川渡舟運上等々であり、ここから宿方拝借救金等が支出された。⑦評定所并諸向闕所金は、評定所・代官・町奉行などから上納された闕所金であるが、評定所闕所金は同所の諸入用に、町奉行から納められた分は同所小買物・褒美などに使われた。⑧道中闕所金は、道中筋の闕所金であり、道中方の除金とされた。以上のような「別口御用金」とは別に、五廉の除金（その他に一〇廉の除金）があった。これについても説明しておこう。(a)去ル午・未兩年奥御金蔵ち出候百貳拾万兩（一二五万兩の誤りか）は、天明六・七年に奥御金蔵から支出された一二五万兩の残金とみられる。天明六年には、將軍家治の死去にともなう諸入用や家斉將軍宣下の入用、種姫の婚礼入用、その他半毛損亡拝借手当金などとして奥御金蔵から五〇万兩が支出された。翌七年二月には、繰合として五〇万兩、六月には、米価高値による町方救済、定式・臨時の入用差支えにより二五万兩が下げ渡されたのであった。(b)宝曆十一巳年ち去々酉年迄之御除金は、宝曆十一年に元方御金蔵三棟のうちの一棟に内仕切がなされ、翌十二年より老中封印をもって納められた除金であった。この除金一二万五七一四兩三分・銀二〇匁は、天明六年九月関東筋出水入用手当として残らず支出されたといわれるから、⁽⁷⁵⁾その後の除金分と考えられる。なお、宝曆十年から寛政元年までの除金と前述の天明六・七年の奥御金蔵からの下げ渡し金の残高、その他の除金の合計は寛政三年時点で二六万兩であった。(c)道中宿駅手当除金は、寛政元年に東海道宿駅臨時手当金として一万二五〇〇兩を勘定所御用達三谷三九郎ほか六人へ年利六歩で貸し付けた、その利金の分である。(d)荒地起返手当除金も同様に、荒地起返手当金の貸付に

ともなう利金分である。(e)二丸貸付金元利は、二丸広敷貸付元利と同じであると思われる。これは蓮光院(一〇代将軍家治の側室於知保之方)の貸付であり、安永四年に伺いの結果本丸広敷貸付という名称に決まった。しかし、その後天明六年十月に二ノ丸へ移ったため二丸広敷貸付という名目になった。安永八年に元金一万両が蓮光院に貸し与えられて(利息のうちから二〇カ年賦返済)貸付が始まったが、不正な取扱いがあったとして京都代官大屋四郎兵衛と津田内匠頭(信之)・奥詰津田山城守(信久)父子が処罰され、寛政元年七月にこの貸付が中止された。そして同年から元利金が除金とされたのである。⁽⁷⁶⁾

五廉の除金に付随した一〇廉のうち、(f)川々普請手当田沼竜助(意明)納は、天明八年九月二十四日に命じられた「川渠浚利」にともなう上納金であったと考えられる。⁽⁷⁷⁾そして同年中に蓮池御金蔵に納められた田沼竜助上納金六万両のうち五万両が奥御金蔵に納められた。⁽⁷⁸⁾(g)奥向貸付利金は、奥向貸付金の利金分であるが、従来これは奥小納戸に直接納められていた。その分が表(おもて)に納められ、寛政二年より奥御金蔵に納入する除金として除かれたのである。なお、その後寛政五年から始められた甘蔗製作為御手当貸付金も奥向貸付とよばれた。(h)札差共江下金一万両元利は、寛政元年の棄捐令発布にともなう札差救済のために札差に下げ渡された二万両(同年十月に一万両、この分は一〇カ年据え置き、一一年目から二〇カ年賦無利息返済。同年十二月に一万両、この分は利付き貸下げ、返済は翌年より二〇カ年賦、向こ⁽⁷⁹⁾う五カ年は年利六%、それ以後一五カ年は九%)のうちの一萬兩(寛政元年十二月貸し下げ分)の元利金返済分であった。

(i)有余金は、定式遣方金銀および有余米代一カ年の納め払いを除いた全くの余りの分であり、除金の償い方や定式入用の備えとした。(j)除償金は、前述の有余金が一〇万両になるまで、そのうちの五万両を引き分けたものである。この廉に入れられた口々は、いずれも寛政三年より除金とするよう命じられている。明和九年の類焼拝借金返納、天明六年の半毛損亡拝借返納、天明七年十月の田沼主殿頭(意次)上知物成金については、納入の度ごとにこの廉に納め、

その他牧野備後守(貞長)村替え上知益金(物成高差引一カ年六九二〇兩づつ)、寛政元年十一月の溝口亀次郎(直侯、出雲守)村替え上知益金(物成高差引一カ年一万三八兩づつ)、天明八年五月の小堀和泉守(政方)上知伝馬宿入用米石代、駿府在番相止候益金(一カ年およそ八〇〇〇兩づつ)、御膳扱相止候益金(一カ年およそ四六三九兩づつ)の各口については、年々勘定所の指示により定式遣方より引き分けられ、この除償金の廉に入れられた⁽⁸⁰⁾。そして、これらは奥御金蔵や前述の宝暦十一年から寛政元年までの除金の償いにあてられる予定であった。(k)諸拝借諸冥加上納除金は、「別口御用金」のうちから諸拝借などを渡した残りの全く有余の分である(この廉に入れる際には、勘定所より申達しがある)。(1)取替金は、前年末における遣方有余金・除金口々有高をたてた廉であり、遣方不足の際はここから繰替え渡して、返納分はこの廉に償い入れるようにした。(m)当亥年貢(新年貢金銀)は、翌年の遣方元にする分である。

(2) 文化五年の有高帳改正

寛政期以降、各種の新規貸付金開始にともなう元利返納金や新たな冥加金の上納があり、元方御金蔵保有の金銀仕分けに困難が生じるようになった。そこで文化五年五月には、再び有高帳の改正が行われ廉立ておよび償い方が変更された。主な変更点は以下の通りである(表3・4参照)。

諸向納に、新規に、駿州清水詰米払代野田松三郎納(宝暦度詰替払いの分)、寛政十年方米払代蔵方納(定式・臨時の払米代)、二朱判吹方諸入用減金納(銀座改正による吹方入用減金として一〇〇〇兩づつ元方御金蔵へ納入、座方手当は別段渡し)、二朱判吹方益金納(丁銀吹直しによる二朱判吹立て益金)、浦賀奉行取立石銭蔵方納(寛政三年に、二〜三万兩になるまで錢にて備え置くよう命じられる。当時の有高は二万四〇〇〇兩余であり、文化元年より金納となり納入が始まる)、元船町米問屋更米拝借上納切勘定組頭納(宝暦四年の更米一万六七〇〇石余拝借の返納残米分代金)、大坂御金蔵より取下金銀

(定式為替渡し月々一五〇貫目一カ年分一八〇〇貫目、その他臨時の分共年々見計らい、金銀にて七〇八万兩づつ取下げまたは為替取下げの分)、為窮民御救町会所江相渡候錢六千貫文之代蔵方納(文化三年に、類焼の窮民救済入用として浅草御蔵有錢のうちから町会所に渡された錢の返納分)の八廉を加えた。

さらに別口納(寛政三年は「別口御用金」の名称)のうちの江戸在町貸付元利の廉に、新たに千両橋懸替之節請取候分郡代方納(享和三年より、千両橋定金不足の際は江戸川・神田川浚助成并紺屋町火除地手当貸付利金をあてることになったが、その利金分)、甘蔗製作為手当貸付利金(寛政五年に、奥向除金のうち二〇〇〇兩を甘蔗製作为手当として為替十人組・代官へ渡し、貸付金とした利金分)、蔵方貸付利金郡代方納(寛政十二年に大坂町人一名に賦課した御用金一五万兩のうちの一万兩を、享和二年から蔵方修復備金貸付金として貸し付けた、その利金分)の三廉を加えた。また、諸拝借并兩度類焼瓦蠣殻葺拝借の廉に領内羽州中森金山金之砒有之ニ付戸沢富寿拝借返納を加え、古金・唐金文字金ニ吹立納の廉に、唐金・吹金類吹立後藤納と羽州角川村吹金文字金ニ吹立納を加えた。なお、寛政三年の「別口御用金」のうちの大黒長左衛門・松安庄左衛門預金返納、茶屋四郎次郎・大黒長左衛門益金并冥加金、銀座不納銀返納の三廉は、廉潰れとなり除外された。

除金については、まず除金三拾万兩之口、新除金之口、道中宿駅手当除金之口、小児養育并荒地起返手当除金之口の四廉を立てた。除金三拾万兩之口は、前述の宝曆十一年より天明八年までの除金遣い残りや天明六・七年の奥御金蔵からの下げ渡し金残金、その他の除金を合わせた計二六万兩に、寛政三年に奥御金蔵から銀二四〇〇貫目を大坂に送って買い上げた金四万兩を加えて、三〇万兩を寛政六年から除金としたものである。新除金之口は、寛政九年から始められたものであり、定式・別口とも一カ年の納め渡り差引残高のうち三万兩づつを除金とし、もし一カ年の残金が不足する場合は翌年の遣方のうちから繰り越して除くというものである。道中宿駅手当除金之口には、新たに貸付金

表4 文化五年の有高帳仕分け

定式御遣方	
前年物成	
諸向納	是迄之通り（川船運上，寄合并小普請役金，献上金銀など）
濃古金文字金吹立候出目金	品々払物代
京大坂帳合延商売益金	駿州清水困米払代
町奉行納	普請奉行納
朝鮮種人参払代	細太餅米石代納
佐州筋金砂金吹立納	諸向闕所金
佐渡奉行納	新田并流作場地代金
家質屋敷地代金	京都町奉行納
大坂町奉行納	奈良奉行納
堺奉行納	駿府町奉行納
浦賀奉行納	古竹払代
京都町奉行名目金	諸問屋冥加金
鑄錢吹立売出益金	寛保二戌年半毛損亡拝借返納
日州椎葉山材木運上	大坂江戸堀川堀江川古川筋築土地払代
駿州清水詰米払代野田松三郎納	寛政十年 δ 米払代蔵方納
二朱判吹方諸入用減金納	二朱判吹方益金納
浦賀奉行取立石錢蔵方納	本船町米問屋更米拝借上納切勘定組頭納
大坂金蔵 δ 下金銀	
窮民為救町会所江相渡候錢六千貫文之代蔵方納	
別口納	
甲州郡中割并川除国役普請取替金返納	
夫食・種粃・農具代・救相続小屋懸困窮拝借返納其外村方諸拝借類	
諸拝借并両度類焼瓦蠣殻葺拝借返納（領内羽州中森金山金之砒有之=付戸沢大和守富寿拝借返納を組込）	
神田玉川上水取替金返納	
古代官貸方并負金返納	
古金・唐金文字金=吹立納（唐金・吹金類吹立後藤納，羽州角川村吹金文字金=吹立後藤納を組込）	
道中除金	
評定所闕所金	
道中闕所金	
江戸在町貸付元利	
日光坊中助成金元利	駿府貸付金取立納
元広敷貸付元利	式朱判通用貸付元利
在方手当壹万両貸付之利金	上野別手当貸付壹万両之利金
千両橋懸替之節請取候分郡代方納	甘蔗製作為手当貸付元利(奥向貸付)
蔵方貸付利金郡代方納	

<除金四廉>

除金三拾万両之口

新除金之口

道中宿駅手当除金之口 (貸付金一万両之利金三井組納を組込)

小児養育并荒地起返手当除金之口

(荒地起返并生野銀山手当貸付渡残仕払之分, 大坂金蔵渡荒地起返手当貸付元利元方江相納候分, 大坂金蔵納荒地手当貸付元利取下為替納之分, 大坂金蔵渡無名目私領貸付利金元方納之分を組込)

外

取替金

有余金

在方囲穀代差出金

町方(囲穀代)差出金

西丸御用金

外

関東上酒試造酒造人冥加

炭焼出運上

油絞り立冥加

薪仕入冥加

行徳塩払代益金

後藤庄三郎預金諸家借入元利

大黒長左衛門預金諸家借入元利

奥向内証拝借金表上納分

二丸広敷貸付元利 (元広敷貸付と唱候茂此廉江入候事)

明和九辰年類焼拝借返納

天明六午年半毛損亡拝借返納

清水上知収納之内入用差引残

田沼主殿頭上知物成金

小堀周防上知伝馬宿入用米石代

牧野備後守村替上知益金

溝口亀次郎村替上知益金

駿府在番止益金

御膳糲相止候益金

甲州札差共江下ケ金代官納

札差共江下金元利 (猿屋町会所貸付金三万八千両之元利納を組込)

(以上20廉は, 寛政三年以降追々廉立て, 奥金蔵・蓮池内仕切償いとす予定の除金)

佐屋川浚後年手当

諸向仮納 (普請奉行仮納を組込)

小普請金仮納

諸向敷金

新年貢金銀

一万両之利金三井組納(寛政四年より三井組に預けられ貸し付けられた道中筋勿銭溜一万両の利息)が組み込まれた。文化五年九月晦日時点での除金高は、三万四〇九八両二分・銀二五六貫四三一匁七分余であった。そして、小児養育并荒地起返手当除金之口は、寛政十一年より前々からの荒地起返手当貸付金に大坂町人に賦課した御用金のうちから五万四七八〇両を加え、合計一四万二九三四両を元金として始められた貸付金の元利金である。なおこの口には、文化五年から、取箇方取扱いであった荒地起返并生野銀山手当貸付渡仕払残金分、大坂御金蔵渡荒地起返手当貸付元利元方納分、大坂御金蔵納荒地起返手当貸付元利取下為替納分、大坂

御金蔵渡無名目私領貸付利金元方納分が加えられることになった。

その他の除金としては、取替金、有余金のほかに、在方囲穀代差出金（文化三年からの米価引上げのための囲穀に際して、代わりに石代を差し出した分、文化五年残らず差し戻しとなる）、町方囲穀代差出金（同町方分）、西丸御用金（西丸献上金・献上品払代で、西丸御手元入用を差し引いた残金）などがあつた。さらに、先の寛政三年の除償金の廉を廃止し、この廉に入られていた明和九年の類焼拝借金返納ほかの口々をそれぞれ独立させる一方で、諸拝借諸冥加上納除金の廉についてもこれを廃止し、関東上酒試造酒造人冥加（品川八郎左衛門支配所酒造人へ米拝借、返納は石代を蔵方へ出す。冥加金は寛政四年より除金となる）、炭焼出運上（天城山炭運上、寛政四年より除金となる）、薪仕入冥加（下総国東山田村・逆井村御林伐出し炭払い代、寛政四年より二〇カ年年々三〇〇両づつ上納、寛政四年より除金となる）、行徳領塩払代益金（御手浜塩代、寛政八年請負人へ引渡して止む）、後藤庄三郎預金諸家借入元利（寛政三年の時点の元利合計は、大名三七人に二万五〇五八両・銀五八匁・銭二〇〇文であり、同年から幕府御金蔵への返納に変更された。文化十四年における返納残金は二七〇六兩三分）、大黒長左衛門諸家借入元利（寛政十二年から幕府御金蔵への返納となり、同時点での残金は大名六人で六二八兩）などの廉々を立てた。また、二丸広敷貸付元利の廉へ元広敷貸付元利を組み込み、札差共江下金元利の廉には、寛政元年以降大坂町人から上納された御用金その他を下げ渡し、貸し付けた元利金を組み入れて（ただし、猿屋町会所貸付金三万八〇〇〇兩の利金名目で納められた分は、竹垣三右衛門支配所村々小児養育手当貸付の分とする）、それぞれを一廉とした。奥向内証拝借金表上納分は、奥向貸付利金と同じものである（内容については前述した）。さらに、甲府蔵宿共下ケ金代官納（寛政二年に甲府蔵宿の者に貸し付けられた一〇〇〇兩の元利金）の廉を新規に追加する一方、寛政三年にはあつた川々普請手当田沼竜助納と松平豊後守御用金の廉を廃止した。その他、佐屋川俊後年手当（後年の入用備えに、年々尾張殿より三〇兩、松平下総守（桑名藩主）より二〇兩納入分）、諸向仮納（仮納めの口々を集めたもの、武家町常浚入用取り

集め金の遣い払い残金で、入用不足の備えとした普請奉行仮納を含む)、小普請金仮納(納入後まもなく本納となる)、諸向敷金(敷金口々を集めたもの)、年貢金銀の廉々を立てた。

以上みてきたように、諸向納、別口納で新たな廉立てがなされ、除金についても、寛政三年の除金廉々の統廃合や新規廉立てが行われたのであった。

(五) 元方・払方役所の統合と天保十年の「蓮池御金蔵役所向御改革」

(1) 元方・払方役所の統合

金銀の出納が元方・払方に分かれていることによって様々な弊害があらわれていた。たとえば経費の無駄があった。元方役所から払方役所へ渡す金銀は座方の者によって包み立てがなされたが、払方役所からの渡りの際には、金額によってそれが切り解かれ、新たな包み立てがなされた。元方役所での包み立てが全くの無駄となったのである。しかし何より問題なのは、払方役所から元方役所に返納される金銀があつて、この取扱いが混乱を生じさせたことであつた。元方から払方に渡された金銀について、文化末年頃には「年々多分之戻り金有之、殊更近年者五拾万両内外之高相戻り申候」という状況であつた。払方役所からの渡り金の中には、鷹方入用遣残金や賄方入用遣残金銀、小納戸御用遣残金銀のように直接元方役所に返納されるものがある一方で、町奉行衆江相渡候定式入用遣払残金、大番頭衆江渡候宿代請取過、鳥見伝馬金請取過などは、払方役所に返納され、それらが「戻り金」として元方役所に返送された。「戻り金」の返送は、数年たつてから突然行われることがあり、しかも「寛政之末も払方年々之戻り金、六・七ケ年、又者八・九ケ年も過候迄戻り入り候」とされた。その結果、元方惣勘定に際して、納め渡し金銀高を記した仕上帳である勘定帳と保有金銀高を記した有高帳との間に狂いが生じてきたのである。大名からの御手伝上納金も、従来は元方役

所に納められていたが、日光諸堂社修復普請については寛政十一年より払方役所納めとなった。こうした御手伝上納金も「戻り金」として、しかも年数がたつてから元方に送られたのであった。さらに、文化十一年に、元方役所は払方役所に同九年分の渡り不足金として一万六八〇〇両余、同十年分として一万五〇〇〇両余を引き渡した。これについて元方金奉行は、「何之訳を以、去年・去々年之渡りニ不足有之此節相渡り候哉、元方ニ而相弁不申候得とも、払方同役手形入候ニ付、前々仕来之通り申・酉兩年之帳面江記し相渡申候、殊ニ去々申年之儀者、去暮惣御勘定御突合も相濟候処、此節又々渡り有之、納渡り之高日々書上候処、右之通年立入狂ひ候ニ付、元方御帳面混雜仕符合不仕候」と、払方役所の振る舞いに困惑しているのである。

こうした事情から、文政三年九月に元方・払方両役所が統合されることになった。金奉行は当面七人の打込勤めとなり(定員四人、三人は当分過人)、月番一人ともう一人が毎日御金蔵に詰め、納め渡り前々日、前日、当日は全員が出勤した。そして、これまで月番金奉行宅で納め渡り前日に行っていた「庭帳」は廃止し、御金蔵役所において行うこととなった。納め渡り日および庭帳日の変更は前述したとおりである。両役所では金銀納め渡り取調方および帳面類の認め方が異なったが、「庭帳」での突き合わせ、金銀の納め方・渡り方の手続きなどは元方役所の取扱い方法に統一されることになった。また、諸向渡りの分は、「地方」と「諸向」の二つに分け二カ所で渡すことになった。さらに、金銀箱詰めの際には新たに金銀包みの目方を改めることが義務づけられた。なお、役所経費は、文政三年の元方・払方役所統合後は、元方の入用高五貫七〇〇目と払方の小買物代銀高三貫六四匁一分を合わせた銀八貫七六四匁一分となったが、翌年からは七貫二〇〇目に減額された(閏月は月割りにて受取)。その後、天保四年に、金奉行は取扱い金額の増加、包紙や御金箱等の増加を理由に一カ年銀九貫目の支払い(増銀の分は、御金蔵内での出目銀をあてる)を求め、結局一カ年銀八貫二〇〇目(一貫目は出目銀のうちからの受取)が認められた。

(2) 天保十年の「蓮池御金蔵役所向御改革」

天保十年四月十四日、勘定吟味役根本善左衛門は勝手掛り老中水野越前守(忠邦)から「蓮池御金蔵納払取調」取扱いを命じられた。また、同日に金奉行馬場藤五郎・西井源次郎に対しても「諸向仮納高口々并繰替渡御遣高其他惣高有高共取調」が命じられた(同年十一月までに金奉行山本雄三郎も加わる)。そして、これをうけて元々役同心鶴間鑲助ほか二人、平同心佐々木熊三郎ほか四人計八人が専従で取調にあたることになり(同月十六日)、さらに勘定組頭都筑金三郎、勘定関根熊次郎、勘定吟味方改役並福田所左衛門、同改役並出役小田又蔵、支配勘定出役橋本藤七郎に対しても取調掛りが命じられ、馬場・西井と万事相談して取り計らうべき旨が伝達された(同月二十四日)。また、役所内では有高掛り、拝借取調掛り、惣勘定掛り、溜り勘定掛り、定式納渡取調、御殿詰番の各掛りが置かれ、それぞれの掛りへの人員配置がなされた(同月二十四日)。

文政三年の元方・払方面役所の統合によって、「戻り金」などの取扱いに関しては一応の決着をみたが、その過程でもしばしば指摘されてきた勘定帳と有高帳の記載数値の違いの問題については残されたままであった。また、この頃には、特定の目的で納入された金銭を他の支出に流用する繰替遣いも多くなり、その廉は一〇〇をこえる状況であった。勝手掛りとなった老中水野忠邦は、幕府財政の実態を把握する必要に迫られ、関係史料を検討していく過程で諸帳簿記載数値の不一致などに気がつき、関係の調査を命じたものと思われる。水野忠邦によるいわゆる天保の改革は同十二年から本格的に始められたとされているが、財政改革に先立って御金蔵改革が行われたことは注目しておいてよい。

前述のような経緯を経て、同年十二月二十一日には、つぎのような「改革之儀被仰渡書」が勘定奉行明楽飛驒守(茂

村)より金奉行に申し渡された。⁽⁸¹⁾

改革之儀被仰渡書

申渡

御金奉行

蓮池御金藏納払口々調方之儀、御沙汰之趣を以当四月中申渡、追々出来寄候由之処、一体繰替遣等之分是迄之主法悉入組候振合に相見、其外都而之儀仕来之由にて流弊之廉々も不少哉ニ相聞、殊御勘定帳仕上方等も其手後ニ相成、彼是如何之事ニ候、依之此度役所向諸事改革申渡候間、其旨厚相心得御金同心共江も急度申渡、以来繰替遣等之儀右様不相混諸口立方多端ニ不成様取計候儀者勿論、万事之作法不等閑様精を入仕癖ニ相成居候儀者悉来子正月ニ相改候条其旨をも可被相心得候

そして、この申渡しをうけて、翌十一年二月からは、役所諸入用の支出に関して、勘定方の立会見届けが義務づけられるとともに元々役同心・平同心に代わって月番金奉行が一月づつ勘定を行うことに改められたのである。⁽⁸²⁾

さて、四月に命じられた「諸向仮納高口々并繰替渡御遣高其他惣高有高共取調」であるが、調査は五月になって開始された。作業は、天保九年の有高帳に記載される九四廉および諸向き仮納め九〇廉余について、まず、文化六年の十一月晦日の有高をもとに、一廉ごとにその後の年々の納め渡り・繰替遣いの分を足し引きして、天保九年十二月晦日の有高まで三〇年間を取り調べることから始められた。そして、さらに、①繰替で遣い合わせをした分で、償い戻しを必要とする金銀の名称と金額の調査、②勘定帳と有高帳の異同について、文化六年以降の分について異同の実態と原因の究明、が行われた。

①に関する調査では、諸向き仮納めの九〇廉余は、「多分先年より御遣方江追々引取、又者御金吹元御用其外ニ付、文化度方御勝手方指図ニ而、惣仮納高合金之内より寄高二而一口ニ御遣方江御遣合ニ相成候儀等有之、其後も右振合ニ当時仕組、右口々償無之、其廉之下戻シ等有之候時々者御遣方より戻入渡方仕、又者数拾年来仮納高之儘ニ而下戻無之廉も相見

表 5 勘定帳・有高帳の残高異同

年月日	内訳	勘定帳残高				有高帳残高			
		大判	金	銀	銭	大判	金	銀	銭
文化6年 1月 1日		枚	両余 350,330	貫余 366.320	貫余 9,245.350	両余 409,000	貫余 301.840	貫余 9,196.447	
12月29日		111	395,141	934.120	6,586.507	350,031	886.270	6,560.521	
7年12月晦日		208	405,015	598.516	6,666.935	303,756	314.603	6,645.335	
8年12月晦日		211	430,549	2,634.765	8,209.430	317,538	2,421.912	8,193.672	
9年12月29日		256	436,304	4,638.857	10,340.710	442,238	4,299.041	10,329.018	
10年12月晦日		61	450,450	1,002.147	6,456.979	491,927	666.988	6,434.327	
11年12月晦日		238	613,336	1,446.148	8,187.154	705,334	987.119	8,160.229	
12年12月晦日		234	477,302	1,377.587	9,083.733	473,543	1,045.825	9,053.714	
13年12月晦日		376	384,471	1,347.699	11,375.676	442,976	1,001.686	11,356.767	
14年12月29日		48	297,311	1,088.334	13,732.736	394,390	742.573	13,719.426	
文政元年12月晦日		28	135,854	989.635	15,565.532	241,073	648.733	15,557.234	
2年12月29日		157	1,196,454	563.013	13,238.655	351,386	745.188	13,216.421	
3年12月晦日		52	2,341,811	4,654.580	10,465.702	224,872	3,458.872	10,484.263	
4年12月29日		36	2,248,008	4,228.139	9,319.037	131,377	250.804	9,302.638	
5年12月晦日		256	2,044,934	6,108.924	1,649.203	228,952	3,184.661	1,632.808	
6年12月晦日		26	1,361,899	6,710.349	93,819.855				

(註) 文政6年以降の数値は不明。なお、史料には、勘定帳・有高帳とも12月末時点での残高のほか、年中納高・渡高の合計高も示される。

申候」という状況であったことが判明した。そして、天保十一年十一月の時点で、繰替遣い金のうち償い戻しを必要とするものは、米価金（米価掛り取扱い金）三〇万両余、銀座余銀一三万五九四〇両余、町会所積金一五万八五〇〇両余、荒地金五万両余、道中方除金三万二七三二両二分余・銀一四二貫一五六匁四分余（合計五万六二六八両余）、諸向飯納八万両余など合計七八万七〇八両余があり、この他米価掛り取扱い以外の町方御用金・町人上ヶ金・大坂町人上ヶ金などがあつたとしている。②に関する調査は、文化六年正月朔日の時点の有高と、同年から文政六年までの勘定帳と有高帳の十二月晦日（または二十九日）時点での残高を示した表5のような実態を背景に進められた。このうち文化六年の場合をみると、十二月二十九日の時点で四万五一〇両余・銀四七貫八五〇目余・錢二六貫文勘定帳の方が多し。しかし、同年正月朔日の時点では、五万八六七〇両余有高帳の方が多く、銀六四貫四八〇目余・錢四八貫九〇三文余有高帳の方が少なかった。この理由については、払方からの「戻り金」の取扱いの違いを勘定帳と有高帳では正し、さらに前年の後藤庄三郎一件に関するの損失金（一二万九〇四一両二分）を勘定帳から差引勘定すると、勘定帳での十二月末の残金高は三四万六三六〇両余・銀八八〇貫五〇五目余・錢六五六〇貫五〇〇文余となつて、有高帳との差引は、三六七〇両余・銀五貫五六〇目余となるとしている（有高帳の方が多し）。

勘定帳と有高帳の金額の違いは、文政期になつて一段と拡大している。文政三・四年の場合などは二〇〇万両以上も勘定帳の方が多し。この違いに関する説明は全くないが、おそらくは奥御金蔵への納入金の取扱いや文政の貨幣改鑄にともなう金銀出納（貨幣改鑄原料・改鑄益金の出納等）の取扱い、御手伝上納金を含む払方役所からの返納金の取扱いなどに関して、勘定帳と有高帳では違いがあつたためと思われる。また、勘定帳では支出に関して記載時期に遅れがあつたことも予想される。奥御金蔵金のところすでに述べたように（表1参照）、蓮池御金蔵からは、文政二年には文政真文二分金吹立て益金一万両、南鐐二朱銀吹立て益金一万一〇〇〇両、奥小納戸下ヶ金二〇〇〇両を、また、

同三年にも、改鑄原料となる奥御金蔵金二六万両余の納め替えを行う一方、文政小判・一分金、文政丁銀・豆板銀の改鑄益金一九万五〇〇〇両、南鐮二朱銀吹立て益金・銀座付地面払い代等三万両、奥小納戸下ケ金二〇〇〇〇両を奥御金蔵に納入しているのである。さらに同四年にも、金銀改鑄益金・除金、奥小納戸下ケ金等々三七万二〇〇〇両余が奥御金蔵に納入されたのである。

いづれにしても勘定帳と有高帳では数値に大きな違いがあつたわけであり、これに関して金同心元々役一同は「御有高者御有高、又御勘定帳者御勘定帳与、左のミ懸念も不仕組来候儀ニ而、一体以前之者共迎も此儀打捨置候次第如何与被存候得共、遠察仕候処全ク弊風ニ相泥ミ等閑之事ニ而残念至極ニ奉存候」と述べている。しかし、ともかく天保十一年にはおおよその調査が完了した。「昨年四月中ら被仰渡候御調物之儀、不容易御調ニ而一同心配仕候処、既ニ下調御皆出来ニ而口々御繰替高等ニ至候迄年来之事実大底相分り、殊ニ御正金銀御残高去々戌暮御越高之場ニ至り無滞符合仕候儀、全ク一同様且御立会方迄格別之御励ニ而、私共一同引立出精之廉も相立難有安堵仕候儀ニ御座候」とあるように、前述の違いについてもほぼその原因が判明したとしている。そして、十一月には勘定組頭、金奉行、勘定、勘定吟味方改役並、支配勘定出役に手当金が支給され調査が終了したのである。

結びにかえて

以上、奥御金蔵保有金銀高の変化および奥御金蔵金銀の果たした役割、蓮池御金蔵の管理・運営の実態などに関して考察を加えてきた。検討の結果については本文中すでに明らかにしてきたので、ここであらためてまとめることは省略し、奥御金蔵、蓮池御金蔵とならんで重要な御金蔵であった大坂御金蔵について、大野瑞男氏の分析・所説に

依拠して、以下整理・叙述しておこう。⁽⁸³⁾

大坂御金蔵は、大坂城本丸天守台の下東南にあつて、大坂定番支配の大坂金奉行が管理・出納の任にあつた。大坂金奉行の定員は四人で、手代がそれぞれ二人づつ付属した。金銀出納日は、毎月五日・十六日・二十三日の三日であり、金奉行のほか城代・両定番の家士、東西両町奉行所の金役の与力が臨検する定めとなつていた。元禄十六年・宝永元年二カ年分の大坂御金蔵納金銀を記す「大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」によると、元禄十六年は三三万六八三七両余、宝永元年は二九万八九一二両余であり、これは幕府勘定所納金銀の四割前後を占めていた。そして、両年の大坂御金蔵払銀は、二二万二九四五両余と二六万二七八八両余であつたから、各々納金銀の六六・二%、八七・九%が支出されたことになる。大坂・京都などでの支出はさほど多くはないので、支出の大部分は大坂御金蔵金銀御為替として江戸御金蔵に送られたとみられる。

大坂御金蔵への納入金銀は、年貢・物成、小物成、長崎運上・酒運上・淀川過書運上・大坂諸川船運上・鉾山運上・堀江上荷船運上をはじめとする諸運上、米その他売払代、地代金、未進取立、その他の返納・上納金銀であつた。こうした納入金銀のうち、年貢・物成・小物成等の比率は六三〜六四%を占めた。大坂御金蔵は、丹後・丹波・近江・大和以西の「銀建て年貢諸国」(物成貨幣の種類において、銀納を主として一部金銀両建て納めをとる地域、上方、西日本)からの物成銀の大部分と諸向納金銀の収納を行つていたのである。また、西国(九州)代官からの納入に際しては、大坂・京都商人が「為替人」となつての為替送金の方法がとられていた。なお、元禄期には、全国幕領石高が増加して四〇〇万石に達したので、年貢・物成収納もこれに比して増加した筈である。また、代官不正の糾弾、蔵米地方直しなどの一連の地方対策が年貢増徴策に連なり、財政収入の増加に結果したと考えられる。したがって、大坂御金蔵

へ納入された年貢・物成等も元禄期にはいつて増加した部分が含まれているとみられる。

二条・大坂・大津御蔵納米の売払代は、およそ七〇％を占めた。二条・大坂両御蔵納米の売払代は、御囲米・御城米の売払代に相当するものであり、米価調節機能とともに財政補填の意味をもつものであったと考えられる。

諸運上のうちの長崎運上・酒運上・大坂諸川船運上・堀江上荷船運上などは、元禄期にはいつて新設されたものであり、これらの上納金銀は二三・七％、二七・七％を占めた。こうした都市商工業者を主対象として新たに賦課された運上金等は、地方支配に対する諸策とともに幕府財政収入の増加をめざすものにほかならず、年貢・物成収納も増加したとすると、勘定奉行荻原重秀を中心とした元禄期の財政補填ないし強化策が一応の成果をみたといつてよい。

大坂御金蔵は、天保十二年の段階で一萬貫目余の物成金銀を収納するなど(これは上方諸国物成金銀の約七〇％、そして幕領すべてでは約二九％にあたる)⁽⁸⁴⁾、近世中後期においても江戸の蓮池御金蔵と並ぶ重要な地位を占めていた。しかしその一方、大坂御金蔵金銀の出納は、近世中期以降に上方町人へ頻繁に御用金が賦課されたこと、また、幕末期に至つては朝幕関係の緊張という政治的変動によつて、その規模や内容が大きく変化している。大坂御金蔵の機能・役割の変化という視点から、近世中期以降の収支構造を検討することが必要と思われるが、今後の課題である。

註

(1) 大野瑞男「江戸幕府貯蓄金銀について」(『東洋大学文学部紀要』第三七集、史学科篇IX、一九八三年、のち同『江戸幕府財政史論』吉川弘文館、一九九六年に収録)、遠藤佐々喜「徳川幕府非常用の金銀分銅の研究」(『史学』第三卷第一号、一九二四年)など。

(2) わずかに松平太郎著・進士慶幹校訂『校訂・江戸時代制度の研究』(柏書房、一九七一年)六一〇〜六一六頁に説明があるが、きわめて不十分である。

- (3) 「竹橋余筆別集」巻十(『竹橋餘筆』所収、汲古書院、一九七六年、六四六〜六五二頁)。
- (4) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊・4、蠹餘一得(一)』(汲古書院、一九八一年、五六七頁)。
- (5) 『公用囊中勤仕録』(神宮文庫所蔵)。
- (6) 同右。
- (7) 『日本財政經濟史料』第一巻上(芸林社、一九七〇年)四五七頁に、寛保二年留守居預りとなつたとの記述がある。そして以後幕末期まで留守居の関与が続いた。なお、貞享四年の時点で、弘方金奉行が留守居に御金蔵の支出を報告していること(藤田寛「元禄期幕府財政の新史料」、『史学雑誌』第九〇篇第一〇号、一九八一年)や、前掲『公用囊中勤仕録』に「元禄二巳年御勘定帳之奥書ニハ御留守居之引受高与相見へ申候、享保二酉年御用留三委有之候、いまだ御勘定者元禄元酉迄ハ仕上無之」とあり、さらに万治元年には、天守焼金銀の搬送に留守居が関与するなど(前掲「竹橋余筆別集」巻十、六四六〜六五二頁)、近世初頭より元禄二年までの間も留守居が関与していたことがわかる。また、銀座も寛永七年から元禄二年まで留守居が支配していた(『徳川禁令考』前集第三(創文社、一九五九年)三〇二頁、一六五一・一六五二号)および田谷博吉『近世銀座の研究』(吉川弘文館、一九六三年)一六二頁。幕末期については前掲『内閣文庫史籍叢刊』54、御勝手帳(六)(一九八五年)二八九頁。
- (8) 前掲『公用囊中勤仕録』には、「享保八卯年六月十八日水野和泉守殿御出にて、奥御金蔵内戸前錠之御封印御持参ニ而御付被成候、月日和泉殿御名前前御記被成候、御老中御連印之由、御勘定奉行衆・吟味役衆被相越候而、中之戸前御勘定奉行封印ニ而、外銅戸ハ前々之通り元方御金奉行封印被致候之事」とある。安政二年三月六日奥御金蔵へ盗賊が侵入し、四〇〇〇両が盗難にあつた事件が起こつたが、その際「御老中方御封印落有之、錠者貳つとも無之事」(『村垣淡路守公務日記之五』(『大日本古文书・幕末外国関係文书』附録之三、東京大学史料編纂所、一九二二年、一九八六年覆刻再刊、東京大学出版会、一八六頁)とあつて、老中封印の事実および二つの錠の存在が確認できる。「村垣淡路守公務日記之五」では三〇〇〇両の盗難としているが、三田村鳶魚『御殿女中』(青蛙房、一九六四年)二〇〇〜二〇四頁では、四〇〇〇両の盗難とする。「徳川宗家文書」の「御金銀米有高書付」を紹介した拙稿「文久元年の幕府財政史料」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五十九年度)には、安政二年に「四千両者同年紛失ニ付為代相納」とあるので、後者の数値が正しいことが判明する。
- (9) 以下、分銅に関する記述は、主に前掲遠藤佐々喜『徳川幕府非常用の金銀分銅の研究』、前掲田谷博吉『近世銀座の研究』、前掲大野瑞男『江戸幕府貯蓄金銀について』を参考にしてゐる。

(10) 平泉澄『我が歴史観』(至文堂、一九二六年、一九八三年皇学館大学出版部より復刻)、『図録日本の貨幣』2・近世幣制の成立(東洋経済新報社、一九七三年)二二三頁、『吹塵録』上(海舟全集第三卷、原書房、一九六八年)二七七頁、『徳川実記』第二篇(『新訂増補国史大系』39、吉川弘文館、一九六四年)五三五頁。なお、秀忠遺金の分配については、『寛明日記』巻第八(前掲『内閣文庫所蔵史籍叢刊』66)所収、一九八六年、三四六〜三五二頁)、『元寛日記』巻之十(前掲『内閣文庫所蔵史籍叢刊』66)所収、一二九頁)、『東武実録』巻第三十五(前掲『内閣文庫所蔵史籍叢刊』2)所収、一九八一年、七六六〜八六四頁)などを参照されたい。また、金銀の換算は、『寛明日記』巻第八(前掲書、三五〇頁)の寛永九年における換算率、金一枚⇨七両二分、銀一枚⇨四三匁、金一両⇨銀六六匁替を使用した。

(11) 「貨幣秘録」(滝本誠一編『日本経済大典』第四十五卷、明治文献、一九七〇年、一五八頁)。

(12) 前掲『日本財政経済史料』第六卷上、四〇八頁では、金分銅三個、銀分銅五個が印子三〇六(金目三〇貫一二九匁)、銀錢四二貫五〇〇文とともに、寛保二年四月に奥御金蔵に納められたとしている。享保十四年には奥御金蔵保有とされているが(大野瑞男「享保改革期の幕府勘定所史料—大河内家記録」、『史学雑誌』第八〇編第一号、一九七一年)、享保七年には奥御金蔵修復のため保有金銀・分銅が元方御金蔵に預けられている(前掲『公用囊中勤仕録』)。したがって、金銀分銅が寛保二年までそのまま元方御金蔵に預けられていた可能性がある。

(13) 前掲『図録日本の貨幣』3・近世幣制の展開、三三〇・三三二頁。『同』4・近世幣制の動揺、一四一・一四二、一九一・一九二頁、前掲田谷博吉『近世銀座の研究』四一一頁、拙稿「元治期の幕府財政」(『横浜商大論集』第二二卷第一号、一九八八年)。

(14) 前掲『内閣文庫所蔵史籍叢刊』54、御勝手帳(六)二八九頁。

(15) 拙稿「静岡藩の成立と財政」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五十五年度)。

(16) 前掲大野瑞男「享保改革期の幕府勘定所史料—大河内家記録」によると、享保十四年の時点での奥御金蔵金銀・分銅は、金八〇万七八〇〇両三分・銀一万一五三一貫三五五匁(合わせて金一〇〇万両)と金分銅三個・銀分銅五個、印子三〇六(金目三〇貫一二九匁)、板金二三枚(金目八九五匁八分)、銀錢四二貫五〇〇文、佐州焼金一〇三貫六四九匁七分二厘四毛であった。なお、「大河内家記録」では享保十年六月九日に一〇万両と焼金一六貫目を奥御金蔵に納入したことになっているが、前掲『公用囊中勤仕録』では、享保十一年六月九日となっている。

(17) 寛政十二年から鑄造が再開された南鐐二朱銀については、『御金蔵御用留』の文化五年「御金蔵御有高廉々名目訳合知兼

候分糺書」や「御有高帳口立并御償金覚」に「二朱判吹方御益金納」とあることから、益金があったことは明らかである。したがって、明和九年から天明八年かけての鑄造によっても当然益金が出たと思われる。また、銀座の収益金は、「銀座不納銀返納、是ハ運上銀、朝鮮人江被下銀、吹立残、買灰吹銀元手、備中吉岡銅山仕入拝借金等之滞金八千三百九拾六目余有之ニ付、明和三戌年御吟味之上、右濟方ハ翌亥年四文銭吹方被仰付、同九辰年猶又二朱判吹方仰付、其余力を以追々返納有之候共、今以皆納無之」（『御金藏御用留』）とあって、同所からの返納金にあてられたことがわかる。

(18) 大口勇次郎「天保期の幕府財政」（『お茶の水女子大学人文科学紀要』第二二巻二号、一九六九年）、同「幕府の財政」（『日本経済史』2・近代成長の胎動』所収、岩波書店、一九八九年）。

(19) 前掲『図録日本の貨幣』4・近世幣制の動揺、一三九〜一四二頁、前掲田谷博吉「近世銀座の研究」四〇〜四一四頁。

(20) 『新修大阪市史』第四卷（大阪市、一九九〇年）四九二〜四九五頁。

(21) 拙稿「文久改革期における幕府財政状況」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五十六年度）、および前掲拙稿「元治期の幕府財政」。

(22) 中井竹山「草茅危言」巻之五（前掲『日本経済大典』第二十三巻、一九六九年、四四四頁）。

(23) 『大阪市史』第二（清文堂出版、一九七八年復刻版）八〇・八一頁、前掲田谷博吉「近世銀座の研究」三一八頁。

(24) 前掲『大阪市史』第一、九八四・五頁、『同』第二、九六頁。なお、前掲田谷博吉「近世銀座の研究」三一八頁では、二朱銀の鑄造中止は、江戸における銀相場の引き上げと江戸の物価騰貴抑制のためであったとするが、銀相場および物価の騰貴は江戸に限ったことではなく、それ故にこそ丁銀の大坂送りを行ったのである。

(25) 前掲大野瑞男「江戸幕府貯蓄金銀について」。なお、この部分の記述および表2の作成に際しては、つぎの史料を参考にした。「大河内家記録」・「酒井家記録」（前掲大野瑞男「享保改革期の幕府勘定所史料」および同「延享期の幕府勘定所史料」）、「徳川宗家文書」（前掲拙稿「文久元年の幕府財政史料」）、「御金銀有高之覚」（前掲『日本財政経済史料』第一巻上、四五〇・四五二頁）、「駿府御貯金之事・二条御城内御用金之事」（『同』第一巻上、四五二頁）、「大坂金藏内仕切御除金之事」（『同』第一巻上、四五二〜四五四頁）、（明和七年〜文化十三年、金銀有高書付）（『同』第一巻上、四五四〜四五六頁）、（二条御城内御用金之事）（『同』第五巻上、一四三・一四四頁）、（甲府御金藏金之事）（『同』第五巻上、一五四頁）、（金銀有高書付）（『同』第六巻上、五一〜五一六頁）、天保元年中「佐州相川御金藏御除金御勘定帳」（東京国立博物館所蔵「徳川宗敬氏文書」）。

- (26) 金五万両の買い上げは金相場引き上げの措置と考えられる。同じ趣旨で翌八年四月に南鑛二朱銀の鑄造を停止したことについては本文で述べたとおりである。
- (27) 前掲拙稿「文久元年の幕府財政史料」。なお、享和元年以降の減少の理由は不明であるが、文化期には米価低落への対応を迫られたので、これにともなう支出があつたことが予想される。大野氏は、前掲「江戸幕府貯蓄金銀について」の中で、天保十五年の貯蓄高が六万両であつたことから、「天明八年の二万両に買上金残四万両がほぼそのまま納められていたとみられる」としているが、事実が相違していたことは本文で述べたとおりである。
- (28) 前掲『内閣文庫所蔵史籍叢刊・52、御勝手帳四』一一三頁。
- (29) 前掲大野瑞男「江戸幕府貯蓄金銀について」では、「金一〇五三兩一分が取替ならば拝借返納金、銀三〇〇貫七五六匁余・錢一五六貫七六〇文が京都町奉行所に預金になり追々納めるべき分であつた」としているが、史料には「此三口は御取替并拝借返納金」とあるので、解釈に誤りがみられる。
- (30) 前掲拙稿「文久元年の幕府財政史料」。
- (31) 『古事類苑』21・政治部三（吉川弘文館、一九七〇年）一〇三九〜一〇四〇頁。これによると、二条御殿番重野長左衛門が御金蔵の戸前や御金箱入れの長持ち封印を解き、鍵を開けた。二条在番大番頭・門番之頭衆・二条蔵奉行・二条御殿番が同席して改めた後、長持ちの鍵に二条蔵奉行と長左衛門が、また、金箱を入れた長持ちには二条在番大番頭と門番之頭衆が、それぞれ連印の封をした。
- (32) 前掲『日本財政経済史料』第二巻上、三〇二頁。
- (33) 前掲「竹橋余筆別集」巻十、六二四〜六二八頁。なお、大坂からも明暦三年二月から翌年二月までに金七万両・白銀五万貫目が江戸に搬送された（「同」六二八〜六三二頁）。
- (34) 前掲拙稿「文久元年の幕府財政史料」。なお、前掲大野瑞男「江戸幕府貯蓄金銀について」では、「駿府城番・同町奉行が立ち合い封印し」たとしているが、「駿府御貯金之事」（前掲『日本財政経済史料』第一巻上、四五一・四五二頁）にも「御城代、御城番、町奉行立合封印致し」とあつて、駿府城代が関与したことは明らかである。
- (35) 前掲註（25）参照。
- (36) 同右。
- (37) 同右。なお、文久三年五月の時点での有高は四万二〇〇〇両余とされ、勘定奉行・同吟味役は、ここから二万両・焼金

八貫六〇〇目余の取下を願い出て許可されている(前掲『内閣文庫所蔵史籍叢刊・50、御勝手帳(二)、一九八五年、三七四・三七五頁)。

- (38) 註(4)の五六六頁では、一棟は三間と五間、三棟は各三間と六間であったとしている。
- (39) 『吏徴別録』下卷(『続々群書類従』第七、法制部所収、続群書類従完成会、一九六九年)九四頁。
- (40) 大野瑞男『年貢勘定目録からみた江戸幕府勘定所』(『東洋大学大学院紀要』文学研究科、第30集、一九九四年、のち前掲『江戸幕府財政史論』に収録)。
- (41) 同じ史料が前掲『公用囊中勤仕録』にも収められている。この史料は、享保十九年九月に、古来よりの元方金奉行の名前書上げを命じられた際に作成されたものである。なお、筒井の就任年月については、『新訂寛政重修諸家譜』第十七(続群書類従完成会、一九六五年)八九頁。
- (42) 前掲『徳川実記』第六篇(『新訂増補国史大系』43、一九六五年)三四・三五頁。なお、この時罷免された金奉行は、南条小兵衛・小田切太郎左衛門・戸田茂兵衛・本多藤十郎・井戸安右衛門・水野金右衛門・土屋四郎兵衛の七人であった。
- (43) 小田切太郎左衛門の例(前掲『新訂寛政重修諸家譜』第七、一八頁)をあげたが、他の者では「其務にかなはざることあるによつて」とするものもある。
- (44) 前掲『公用囊中勤仕録』および前掲『新訂寛政重修諸家譜』第十八、二九六頁(大柴)、第二十一、三六頁(本多)、第十六、三一四頁(大岡)、第十、三〇九頁(永井)、第二十二、二頁(浅岡)、第十八、二〇六頁(布施)。
- (45) 深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成』1(東洋書林、一九九六年)三二五頁。前掲『竹橋余筆別集』卷十、六四六・六四八頁。
- (46) 「竹橋餘筆」卷七(前掲『竹橋餘筆』所収)三四〇頁。
- (47) 寛文四年・六年の「覚」(『竹橋蠹簡』卷四、前掲『竹橋餘筆』所収、八九頁)。
- (48) 以下、本文中に『武鑑』とあるは、前掲深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成』をさしている。
- (49) 前掲『日本財政経済史料』第四卷上、一九三頁。
- (50) 村上直・馬場憲一編『江戸幕府勘定所史料―会計便覧―』(吉川弘文館、一九八六年)一八五・二一六頁。
- (51) 天保十年の時点で、武家二三軒分は金奉行が取り立て、町方一口は町奉行、浅草蔵方の分は蔵奉行、御料所の三口は代官、八王子千人同心の分は千人頭がそれぞれ取り立てて納めていた。武家二三軒の分の取立残金は三二九四両余あり、天

保十年には二七両が納められた。これを金奉行への手当金と差し引きすると一三両の損失となる。したがって、残金がすべて納められるまでの手当金総額と納入高とを差し引きするとおよそ一五〇〇両余の損失となるとしている。

- (52) 前掲『日本財政経済史料』第四卷上、一九三頁。
- (53) 前掲『吏徴別録』下巻、一一五頁。
- (54) 前掲『江戸幕府役職武鑑編年集成』1、三一五頁。前掲『竹橋餘筆』所収、六四六・六四八頁。
- (55) 前掲『公用囊中勤仕録』。
- (56) 同右。
- (57) 同右。
- (58) 前掲『吏徴別録』下巻、一一五頁。
- (59) 前掲村上直・馬場憲一編『江戸幕府勘定所史料―会計便覧―』二一六・二一七頁。
- (60) 前掲『吏徴別録』下巻、一一六頁。
- (61) 前掲『公用囊中勤仕録』。例外は、先手の担当となり、先手同心二人づつが昼夜見廻ることになった。
- (62) 前掲『吏徴別録』下巻、一一六頁。
- (63) 『御金蔵御用留』には、明和四年三月からとある。一方、前掲『吏徴別録』下巻、一一六頁では、「明和三年丙戌三月、元払御金奉行預支配」としている。
- (64) 前掲『徳川実記』第七篇(『新訂増補国史大系』44、一九六五年)四二二・四二三頁。
- (65) 前掲『古事類苑』21・政治部三、一〇四三〜一〇四五頁に、「勘契備忘記」を典拠とする「元方・払方御金蔵役人納払等勤方定書」が掲載されている。また、前掲『日本財政経済史料』第四卷上、一八九〜一九二頁には、「泉氏襍笥」を典拠とする「元方・払方御金蔵役人納払等勤方定書」が掲載されている。一方、前掲『日本財政経済史料』第六卷上、三六八〜三七二頁、前掲『徳川禁令考』前集第三、二一九〜二二二頁には、「御勝手方御定書」を典拠とする「元方・払方御金蔵役人納払等勤方定書」が掲載されている。前者の二つは、誤りが多く文意も通じない箇所が随所にみられる。また、後者においても字句に若干の違いがみられるので、確認の意味を込めて『御金蔵御用留』所収の史料を載せた。
- (66) 前掲『日本財政経済史料』第八卷下、五七九〜五九九頁、七八五・七八六頁。前掲松平太郎著・進士慶幹校訂『校訂・江戸時代制度の研究』六一〇〜六一三頁など。

- (67) 前掲『公用囊中勤仕録』。
- (68) 前掲『日本財政経済史料』第八卷下、五九四頁。
- (69) 同右、第四卷上、一九三〜一九五頁。
- (70) 天保十一年三月「国役御取替金之廉評議物」に、「是迄御作事方、小普請方臨時御入用大口之分者此口と相渡来候処、其分以来者御遣方と悉相渡可然哉」、「是迄御有高之内ニ甲州郡中割并川除国役普請御取替金返納と申廉別口之内ニ有之、此廉と渡し方ハ国役普請御入用、其外御取替金類、御広敷、両御納戸、御作事、御普請、御細工所、其外共臨時物御入用者此口と相渡し」とある。
- (71) 「蓮池御金蔵御仕法替之儀ニ付申上候書付」では、文化八年時点で銀三貫三三四匁四分、同九年から五カ年間は二貫六六七貫五分二厘としているが、「払方小買物代銀遣払書付」などの史料から、本文の数値のようにそれぞれ正した。
- (72) 「上水取替金返納」については、たとえば文政八年には九四八一両・銀一貫五三二匁余が「御遣方之廉江御遣合ニ相成候分」とされ、定式遣方にまわされて使用された。
- (73) 前掲田谷博吉『近世銀座の研究』三二七〜三五五頁、「江戸實情誠齋雜記」(『江戸叢書』第十一卷所収、日本図書センター、一九八〇年、二一・二二頁)。真鍮錢とは、寛永通宝四文錢のことである。この発行は明和四年から準備が始められ、翌五年五月から鑄造された。そして天明八年十二月には鑄造が停止された。発行の経緯等については、前掲田谷博吉『近世銀座の研究』三三〇・三三一頁、前掲『図録日本の貨幣』3・近世幣制の展開、二六六〜二七二頁参照。真鍮錢回収は錢貨の相場引き上げのためと考えられる。なお、松安庄右衛門は、享保二十年に大坂御蔵の定式・新規御用米、御遣方残米・大豆を引き受けるなどしており、御払米御用達に任命された大坂町人である(内閣文庫所蔵『雜留』、前掲『大坂市史』第一、九七五・一〇三〇頁)。
- (74) 前掲田谷博吉『近世銀座の研究』三五四・三五五頁によると、大黒長左衛門の冥加金は当初年一七〇両の上納であったが、天明七年十二月から八五両に減額されたという。文化五年の「御金蔵御有高廉々名目訳合知兼候分札書」によると、大黒長左衛門からの冥加金は、寛政九年まで納められ、その後は上納がなく、茶屋四郎次郎からの冥加金は寛政七年限りで止んだとされる。呉服師茶屋四郎次郎に対しては、安永七年から寛政七年までに一四万両、その他西丸御納戸から四万四〇〇〇両(安永八年から天明八年)が預けられ、茶屋はそれを大名に貸し付けその益金を上納していたので、これはそうしたものに相当するものと考えられる(『東京市史稿』産業篇第二十六、東京都公文書館、一九八二年、七一〜七五、五八)

一（五八三頁）。

(75) 前掲『日本財政経済史料』第一卷上、四五九・四六〇頁。

(76) 前掲『東京市史稿』産業篇第三十一、一九八七年、六六三頁、『同』産業篇第三十三、一九八九年、一二七〜一三〇頁。天明七年八月三日には、貸し与えられた一万両について、返納済みの三五〇〇両を除く残金分は返納にはおよばない旨蓮光院用人に伝えられているので、ここでいう元利金とは、返納済み元金分と既に貸し付けられていた貸付金の利息返納分であったと考えられる。

(77) 『続徳川実記』第一篇（前掲『新訂増補国史大系』48、一九六六年）七七頁。

(78) 前掲『日本財政経済史料』第一卷上、四五八頁。

(79) 北原進『江戸の札差』（吉川弘文館、一九八五年、一五九・一六〇頁）。

(80) 牧野備後守村替上知益金は、替知高物成金五カ年平均を定め、上知高年々物成金との差額を納めたものであった。常陸国笠松城主牧野備後守貞長は大坂城代となつて赴任するにあたり、安永六年十一月朔日に陸奥国領地分三万石分を和泉・播磨両国内村々に変更された（前掲『徳川実記』第十篇、五五五頁）。また、のちに一万五〇〇〇石分が河内・播磨・美作国内村々に変更された。この上知益金はこのいずれかのものであったと考えられる。また、史料では、この除償金の廉に「小堀周防上知伝馬宿入用米石代」が入っていない。しかし、「右除償金八口共御金蔵并御勘定所ニ而も納高者口々仕分置候積り」とある。また、文化五年の元方御金蔵有高帳には記載があり、田沼主殿頭・牧野備後守・溝口亀次郎村替上知益金やその他のものと同様に寛政三年より除金となつたとある。したがつてこの分についても除償金の廉に入れられたものと思われる。なお、「小堀周防」とあるが、これは天明八年五月六日に上知された近江小室城主小堀和泉守（政方）の誤りであろう。

(81) なお、同日に、金奉行三人のほか勘定関根熊次郎、勘定吟味方改役並福田所左衛門、同出役小田又蔵、支配勘定出役橋本藤七郎に対しても「蓮池御金蔵役所向取計諸事改革取調懸り」が申し渡され、「是迄之主法不宜儀者厚く談判之上、来子正月も悉相改候積り相心得入念可被相勤」こととされた。

(82) こうした変更は、「差当り相改可申ケ条」として、金奉行三人を含む「蓮池御金蔵役所向取計諸事改革取調懸り」に申し渡された。なお、この他、役所に納入する紙について、値段によつて納入業者を変更すべきことになつた。また、天保十一年十月には、「蓮池御金蔵役所向取計諸事改革取調懸り」から、①御蔵開閉時、多忙の際は金奉行一人・立会方一人で行

いたい、②有高帳は、金奉行一人と勘定方・吟味方のうち一人の立会で改め、立会方も調印するようにしたい、③有高・納渡日々書上月帳は、勘定方・吟味方の連名・連印にて差し出すようにしたい、などの変更要望が勘定奉行・同吟味役に提出されている（「改革ニ付取扱向御廻し濟書付」）。

(83) 大野瑞男「元禄末期における幕府財政の一端」、『史料館研究紀要』第四号、一九七一年、のち前掲同『江戸幕府財政史論』に収録）。

(84) (天保十二年御料収支)「書拔帳」(前掲『日本財政経済史料』第十卷上、二六六〜四三五頁)。

(付記) 本稿は平成八年度文部省科学研究費補助金・基盤研究(c)・(2)の研究成果の一部である。なお、横浜商科大学学術研究会からも研究助成をうけた。